

株式交換に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 184 条に定める書面)

2021 年 4 月 6 日

株式会社ながの東急百貨店

2021年4月6日

株式交換に係る事前開示事項

長野県長野市南千歳一丁目1番地1
株式会社ながの東急百貨店
取締役社長 平石 直哉

当社と東急株式会社（以下「東急」といいます。）は、それぞれ、2021年3月16日付の取締役会決議により、東急を株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決定し、同日、当社は東急と株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

また、東急とその完全子会社である株式会社東急百貨店（以下「東急百貨店」といいます。）は、それぞれ、2021年3月16日付の取締役会決議により、本株式交換に先立ち、東急百貨店が所有する当社の株式の全部を東急が取得（以下「本株式取得」といい、本株式交換と本株式取得を総称して、以下「本件取引」といいます。）することを決定し、同日、東急と東急百貨店の間で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）が締結されております。

本株式交換に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第184条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第782条第1項第3号）

本株式交換契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第1項第1号）

（1） 本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項（会社法施行規則第184条第3項第1号）

① 本株式交換に係る割当ての内容

	東急 (株式交換完全親会社)	当社 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.14
本株式交換により交付する 株式数	東急の普通株式：467,500株（予定）	

（注1）本株式交換に係る割当比率

東急は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1株に対して、東急の普通株式（以下「東急株式」といいます。）1.14株を割当交付いたします。ただし、基準時

(以下に定義します。)において東急が所有する当社株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記表に記載の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。)は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、東急及び当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(注2) 本株式交換により交付する東急株式数

東急は、本株式交換に際して、東急が当社の発行済株式の全部(ただし、東急が所有する当社株式を除きます。)を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)の当社の株主の皆さま(ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいうものとし、東急を除きます。)に対して、その所有する当社株式に代えて、本株式交換比率に基づいて算出した数の東急株式を割当交付する予定ですが、交付する東急株式は、東急が所有する自己株式467,500株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。なお、当社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、2021年4月21日開催予定の定時株主総会において本株式交換契約が承認され、本株式交換契約が解除されておらず、かつ、本株式交換契約の効力を失わせる事由が生じていないことを条件として、基準時の直前の時点において所有している自己株式(本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによって当社が取得する自己株式を含みます。)の全部を、基準時の直前の時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付される東急株式の総数については、当社による自己株式の取得・消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換により、東急の単元未満株式(100株未満の株式)を所有することとなる当社の株主の皆さまにおかれましては、東急株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増制度(1単元(100株)への買増し)

会社法第194条第1項及び東急の定款の規定に基づき、東急の単元未満株式を所有する株主の皆さまが、東急に対し、自己の所有する単元未満株式とあわせて1単元(100株)となる数の東急株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、東急の単元未満株式を所有する株主の皆さまが、東急に対し、自己の所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、東急株式1株に満たない端数の割当交付を受けることとなる当社の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数(合計数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。)に相当する数の東急株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付いたします。

② 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(i) 割当ての内容の根拠及び理由

東急及び当社は、本株式交換を含む資本政策に関して、2020年12月初旬から協議を行っておりましたが、それを踏まえて、2020年12月21日に東急から当社に対して本株式交換について申し入れ、両社間で真摯に協議・交渉を重ねた結果、本件取引の実行により、東急が当社の直接の完全親会社となり、柔軟かつ迅速な意思決定体制を構築した上で当社の事業構造改革を推進していくことが望ましいと判断するに至りました。なお、当社は2020年12月2日に、前年比減収減益となる内容の2021年1月期通期の連結業績予想を開示しておりますが、当該開示は、当該時点において新型コロナウイルス感染症の影響をある程度見通すことができるようになったために、新型コロナウイルス感染症の影響を適切に織り込んだ内容として、当社の取締役会の審議を経て決議した上で開示したものであり、当該開示の内容及び時期は本株式交換の検討とは関係のないものです。また、当社は、東急及び当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記(3)「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の③「当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。）からも、上記のような当社の説明に何ら不自然な点は認められないこと等に鑑みると、当該開示が意図的に当社の株価を異常値とすることを目的に行われたとは考え難い旨の意見を入手しています。

東急及び当社は、上記①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率その他本株式交換の公正性・妥当性を確保するため、それぞれ個別に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、東急は、野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、当社は、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）を、それぞれの第三者算定機関として選定し、また、東急はアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業（以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。）を、当社は中村・角田・松本法律事務所を、それぞれリーガル・アドバイザーとして選定いたしました。

両社は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、本株式交換に用いられる株式交換比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果、リーガル・アドバイザーからの助言を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて慎重に検討し、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で、株式交換比率について複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねてまいりました。東急においては、下記(3)「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、第三者算定機関である野村証券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの助言及び東急が当社に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、慎重に協議・検討した結果、本株式交換比率は妥当であり、東急の株主の皆さまの利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

当社においては、下記(3)「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、第三者算定機関であるSMBC日興証券から取得した株式交換比率に関する算定書、リーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所からの助言、当社が東急に対し

て実施したデューディリジェンスの結果、並びに東急及び当社との間で利害関係を有しない独立した委員から構成される特別委員会（詳細については、下記(3)「当社の株主の利益を害さないように留意した事項」の③「当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおりです。）から受領した答申書等を踏まえ、慎重に協議・検討いたしました。その結果、当社は、本株式交換比率は妥当であり、当社の株主の皆さまの利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。

このように、両社は、本株式交換比率は東急及び当社のそれぞれの株主の皆さまの利益に資するとの判断に至ったため、それぞれ 2021 年 3 月 16 日付取締役会決議により、本株式交換比率により本株式交換を行うことを決定しました。

なお、本株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、東急及び当社が協議した上で、合意により変更されることがあります。

(ii) 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両社との関係

東急の第三者算定機関である野村証券及び当社の第三者算定機関である S M B C 日興証券は、いずれも、東急及び当社から独立した算定機関であり、東急及び当社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

野村証券は、東急については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日である 2021 年 3 月 15 日を基準日として、東急株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における基準日の終値、2021 年 3 月 9 日から基準日までの直近 5 営業日の終値単純平均値、2021 年 2 月 16 日から基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、2020 年 12 月 16 日から基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び 2020 年 9 月 16 日から基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

当社については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また、当社には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

市場株価平均法においては、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日である 2021 年 3 月 15 日を基準日として、当社株式の東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における基準日の終値、2021 年 3 月 9 日から基準日までの直近 5 営業日の終値単純平均値、2021 年 2 月 16 日から基準日までの直近 1 ヶ月間の終値単純平均値、2020 年 12 月 16 日から基準日までの直近 3 ヶ月間の終値単純平均値及び 2020 年 9 月 16 日から基準日までの直近 6 ヶ月間の終値単純平均値を採用いたしました。

DCF 法では、当社について、当社が作成した 2022 年 1 月期から 2026 年 1 月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算

定いたしました。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年1月期は新型コロナウイルス感染症拡大により大幅な減益を余儀なくされるものの、2022年1月期からは最悪期を脱し、回復に転じると見込んでいることから、2022年1月期においては、営業利益38百万円と前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。また2023年1月期においては、主に改装工事及び売場の賃貸化による売場面積の縮小により営業利益3百万円と前年比で大幅な減益となることを見込んでおります。さらに2024年1月期においては、主に人件費及び販売費の削減により営業利益267百万円と前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。なお、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

上記の各評価方法による東急株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価平均法	0.86～1.01
類似会社比較法	0.34～0.94
DCF法	0.14～1.19

野村證券は、株式交換比率の算定に際して、公開情報及び野村證券に提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。東急、当社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。当社の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社の経営陣により現時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。野村證券の算定は、2021年3月15日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、野村證券の算定は、東急の業務執行を決定する機関が株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

他方、SMB C日興証券は、東急については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を用いて算定を行いました。

市場株価法においては2021年3月15日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

当社については、金融商品取引所に上場しており市場株価が存在することから、市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためにDCF法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては2021年3月15日を算定基準日として、東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場における1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値を採用しております。

DCF法では、当社について、同社が作成した2022年1月期から2026年1月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しております。なお、算定の前提とした利益計画には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2021年1月期は新型コロナウイルス感染症拡大により大幅な減益を余儀なくされるものの、2022年1月期からは最悪期を脱し、回復に転じると見込んでいることから、2022年1月期においては、営業利益38百万円と前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。また2023年1月期においては、主に改装工事及び売場の賃貸化による売場面積の縮小により営業利益3百万円と前年比で大幅な減益となることを見込んでおります。さらに2024年1月期においては、主に人件費及び販売費の削減により営業利益267百万円と前年比で大幅な増益となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。DCF法における継続価値の算定については永久成長法を採用し、算出しております。具体的には割引率は4.62%~5.11%を使用しており、永久成長率は-0.25%~0.25%として算出しております。

なお、各評価方法による当社の普通株式1株に対する東急の普通株式の割当株数の算定レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.90~1.01
DCF法	0.36~1.47

SMBC日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであり、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMBC日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその子会社・関連会社の資産又は負債(偶発債務を含みます。)について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した当社の財務予測については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は2021年3月15日現在までの情報と経済情勢を反映したものであります。また、SMBC日興証券による株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公正性について意見を表明するものではありません。

(2) 本株式交換の対価として東急株式を選択した理由(会社法施行規則第184条第3項第2号)

東急及び当社は、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である東急株式を選択しました。東急株式は東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も同市場において取引機会が確保されていること、また、当社株主の皆さまが本株式交換に伴うシナジーを享受することも期待できることから、上記の選択は適切であると考えております。

本株式交換により、その効力発生日である2021年6月1日(予定)をもって、当社は東急の完全子会社となることから、当社株式は、東京証券取引所JASDAQスタンダード市場の上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て、2021年5月28日に上場廃止(最終売買日は2021年5月27日)となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場において取引することはできなくなります。当社株式が上場廃止になった後も、本株式交換の対価として交付される東急株式は、東京証券取引所市場第一部に上場されており、本株式交換の効力発生日以降も東京証券取引所市場第一部において取引が可能であることから、基準時において当社株式を88株以上所有し、本株式交換により東急の単元株式数である100株以上の東急株式の割当てを受ける株主の皆さまは、その所有する当社株式の数に応じて一部単元株式数に満たない東急株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の東急株式については引き続き東京証券取引所市場第一部において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、基準時において88株未満の当社株式を所有する株主の皆さまには、単元株式数に満たない東急株式が割り当てられます。単元未満株式については、東京証券取引所市場第一部において売却することはできませんが、株主の皆さまのご希望により、東急の単元未満株式の買増制度又は単元未満株式の買取制度をご利用いただくことが可能です。これらの取扱いの詳細については、上記(1)「本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項」の①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。

また、本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合における端数の取扱いの詳細については、上記(1)「本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項」の①「本株式交換に係る割当ての内容」の(注4)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、当社の株主の皆さまは、最終売買日である2021年5月27日(予定)までは、東京証券取引所市場JASDAQスタンダード市場において、その所有する当社株式を従来どおり取引することができるほか、基準時まで会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(3) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項(会社法施行規則第184条第3項第3号)

東急及び当社は、東急の完全子会社である東急百貨店が、2021年3月16日現在、当社株式538,131株(2020年1月31日現在の発行済株式総数964,521株に占める割合(以下「所有割合」といいます。))にして55.79%(議決権比率57.03%。所有割合及び議決権比率の計算においては小数点以下第三位を四捨五入しております。)を所有しており、当社は東急の連結子会社に該当することから、本株式交換の公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置(利益相反を回避するための措置を含みます。)を実施しております。

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

東急は野村證券を、当社はSMBC日興証券を第三者算定機関として選定し、それぞれ株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。なお、野村證券に対する報酬には、本件取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。また、SMBC日興証券に対する報酬には、本件取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれております。算定書

の概要については、上記(1)「本株式交換の対価の総数の相当性に関する事項」の②「本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等」の(ii)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、東急及び当社は、いずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

東急は、リーガル・アドバイザーとして、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続き及び東急の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、東急及び当社から独立しており、東急及び当社との間に重要な利害関係を有していません。

一方、当社は、リーガル・アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続き及び当社の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、中村・角田・松本法律事務所は、東急及び当社から独立しており、東急及び当社との間に重要な利害関係を有していません。

③ 当社における利害関係を有しない特別委員会からの答申書の取得

(i) 設置の経緯

当社は2020年12月21日に東急から本株式交換の提案を受けた後、直ちに、東急及び当社から独立した立場で、当社の企業価値の向上及び当社の少数株主（当社の株主のうち東急及びその子会社（東急百貨店を含む。）以外の者をいいます。以下同じです。）の利益の確保の観点から本株式交換に係る検討・交渉等を行う体制の構築を開始し、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されており東急及び東急百貨店との間で利害関係がなく、当社の社外取締役監査等委員として当社の事業内容や経営課題等について相当程度の知見がある者として、本株式交換の検討を行う適格性を有すると判断される鷲澤幸一氏（炭平コーポレーション株式会社代表取締役社長、当社社外取締役監査等委員）、東急及び東急百貨店との間で利害関係がなく、M&A業務に携わる弁護士として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される後藤高志氏（弁護士、潮見坂綜合法律事務所）、並びに、東急及び東急百貨店との間で利害関係がなく、M&Aアドバイザー業務に携わる公認会計士として本株式交換の検討を行う専門性・適格性を有すると判断される寺田芳彦氏（公認会計士、トラスティーズ・アドバイザー株式会社）の3名を特別委員会の委員の候補として選定いたしました。なお、委員の候補の選定に当たっては、東京証券取引所への届出に基づき独立役員として指定されており東急及び東急百貨店との間で利害関係がない、当社の社外取締役監査等委員である北村正博氏の確認を経るとともに、中村・角田・松本法律事務所から特別委員会の委員に求められる独立性・適格性に関する助言を得ております。

その上で、当社は、2021年1月7日開催の当社の取締役会によって、上記の3名から構成される特別委員会を設置するとともに、特別委員会に対し、(A)本件取引が当社の企業価値の向上に資するか、(B)当社における本件取引についての決定（具体的には、本株式交換に係る株式交換契約の締結）が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（その際は、少数株主の利益を図る観点から、本件取引の条件（本株式交換に係る株式交換比率を含む。）の妥当性及び交渉過程等の手続の公正性についての検討を踏まえるものとする。）について、意見を

述べること（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問しました。また、当社の取締役会は、①当社の取締役会における本株式交換に関する意思決定については特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うこと、及び②特別委員会が株式交換比率その他の本株式交換の条件が妥当でないと判断した場合には、当社の取締役会は本株式交換契約を締結しないものとすることを決議するとともに、③本件取引に係る交渉は当社の取締役会が行うものの、当社の取締役会は、特別委員会に適時に交渉状況の報告を行い、重要な局面で意見を聴取し、特別委員会からの指示や要請を勘案して交渉を行うなど、特別委員会が取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保すること、及び④特別委員会は、本株式交換に係る当社に係るアドバイザーを利用することができるほか、必要に応じて、特別委員会独自のアドバイザーへの委託をすることができるものとする（その場合の当該委託に係る合理的な費用は、当社が負担するものとされております。）を決議しております。

なお、特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、時間報酬又は固定報酬を支払うものとされております。

（ii）検討の経緯

特別委員会は、2021年1月7日より同年3月15日までの間に合計10回、合計11時間にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定を行う等して、本諮問事項について、慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、特別委員会は、まず、各委員の独立性について相互に確認を行った上で、当社のリーガル・アドバイザーである中村・角田・松本法律事務所、及び当社のファイナンシャル・アドバイザー兼第三者算定機関であるSMB C日興証券についてその独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、その選任を承認しました。また、特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所からの法的助言を受けつつ、当社が社内に構築した本株式交換の検討体制（本株式交換に係る検討、交渉及び判断に関する当社の役職員の範囲及びその職務を含みます。）に独立性の観点から問題がないことを確認しております。

その上で、当社の執行陣から、事業内容、現在の経営環境、経営環境を踏まえた経営課題・施策、株式交換比率の算定の前提となる当社の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）の作成手続・内容、本件取引のメリット・デメリット、本件取引の代替手段、本件取引の検討体制、東京共同会計事務所が実施した東急に対する財務・税務デューデリジェンスの結果等について説明を受けるとともに質疑応答を行い、本事業計画の合理性を確認しました。また、特別委員会は、東急から、当社との現在の関係、現在の当社の経営課題に関する認識、本件取引のメリット・デメリット、本件取引の検討経緯、本件取引のスキーム、本件取引実行後の経営方針、及び本事業計画の作成への関与の有無等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。

さらに、特別委員会は、中村・角田・松本法律事務所から、本件取引のプロセス・スキーム・スケジュール、本件取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本件取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容、本件取引の検討過程において公正性を担保するために取られた措置、東急に対して実施した法務デューデリジェンスの結果等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。また、特別委員会は、SMB C日興証券から、本件取引のプロセス・スキーム・スケジュールの説明を受け、質疑応答を行う

とともに、算定資料の開示を受け、算定方法の選択理由、各算定方法における算定過程（本事業計画の内容及び算定的前提条件等を含む。）、算定結果の分析、近時の類似事例におけるプレミアム水準、直近株価に関する分析等について説明を受け、質疑応答を行いました。

また、特別委員会は、東急からの株式交換比率の提案の内容等の交渉経緯についても、SMB C日興証券から適時に報告を受け、重要な局面においては、交渉の際に提案すべき具体的な株式交換比率を含む交渉方針について意見を述べ、又は指示や要請を行うなどして、東急との間の株式交換比率等の条件の交渉に実質的に関与しました。

(iii) 答申の概要

(A) 本件取引が当社の企業価値の向上に資するか

当社は、長野駅前において55年間に渡り地元唯一の百貨店として地域に密着した営業を継続している。その背景には、駅前立地及び大規模駐車場の併設といった利便性の高さ、「東急ブランド」への信頼、百貨店ならではの「目利き力」、「編集力」、「販売力」とこれを支える人材・ノウハウといった強みがあり、これらを礎として「地元になくてはならない存在」となっている。

現在の親会社である東急グループとの関係について見ると、企業価値の源泉である「東急ブランド」を構成する「東急・TOKYU」の名称（商標・商号・屋号など）の使用許諾を始めとする様々な便益を受けると共に、人材交流等を通じて、東急グループとの連携を強化している。

近時の経営環境について見ると、百貨店業界全体が長期縮小トレンドにあることは論を俟たず、地方百貨店では人口減少による市場の縮小や郊外型大型SC等の出店による競争激化等も相俟って縮小傾向は顕著である。直近でも2019年の消費税増税による影響の長期化、インターネットやSNS等の利用拡大に伴う消費者意識や価値観、消費行動の大きな変化等によって、従来の店舗中心型ビジネスは厳しい競争環境に置かれており、新型コロナウイルス感染症の拡大がこれに追い打ちをかける状況となっている。当社もその例外ではなく、長野県における人口減少傾向、近隣における競合施設との競争激化、大規模な台風災害の発生、新型コロナウイルス感染症等の影響も受けている。

このような経営環境下にあつて2021年1月期を最終年度とする中期経営計画は未達となった。

中長期の将来に目を転じて、上述のダウントrendは継続し、更なる競争激化が見込まれる一方で新型コロナウイルス感染症の影響度合いが不透明であるため、当社の中長期における将来の見通しは決して明るいとは言えない状況にある。

このような経営環境等を踏まえて当社は、避けがたい減収トレンドにあつても一定の利益を確保可能な収益構造に転換することが喫緊の経営課題であると認識している。

当社及び東急は、当社を取り巻く事業環境及び経営課題についての共通認識をもとに、本件取引実行後における当社の事業運営について、具体的な施策の実行による定性的なシナジー効果について具体的に検討している。

これらの各施策は、当社の経営課題を的確に捉えており、避けがたい減収トレンドにあつても一定の利益を確保可能な収益構造に転換するという当社の中長期方針とも整合的である。また、当社と東急グループの関係、東急グループの業務内容・実績等を踏まえると、その実

現可能性を否定するに足る事情もない。

これらを踏まえると、本件取引を実行することにより、東急グループとのグループシナジーの更なる創出、短期的な株式市場からの評価にとらわれない機動的な意思決定が可能となることによる経営の柔軟性向上、グループ上場解消に伴う経費削減による経営効率の向上等の様々なメリットから、当社の企業価値の長期的な向上に加え、東急グループの企業価値の向上にも資するとの当社の判断内容は、合理的なものとして首肯し得るところである。

他方で、本件取引に関して想定し得るデメリットについても、現実に対応の具体的な検討がなされており、その検討内容に特段不合理な点は認められないところ、その検討結果によれば、少なくとも前述したメリットを明らかに上回るデメリットが本件取引によって生じるとは認められない。また、当社の企業価値向上の観点において、本件取引に優る有効な代替手段が存在すると認めるに足る事情も見当たらない。

以上の次第であるから、本件取引は当社の企業価値の向上に資するものと思料する。

(B)当社における本件取引についての決定（具体的には、本株式交換に係る株式交換契約の締結）が当社の少数株主にとって不利益なものでないか

i. 交渉過程等の手続の公正性

本件取引では、当委員会の設置（当委員会の実効性を高める実務上の工夫の実施を含む。）、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、リーガル・アドバイザー）の早期登用並びに専門的助言及び株式交換比率に関する算定書の取得、本件取引の検討・交渉・決議における利害関係者の排除、少数株主への情報提供の充実を通じたプロセスの透明性の向上といった各種の公正性担保措置が履践されている。

本件取引の具体的状況に照らすと、当該公正性担保措置の内容は、(i)取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び(ii)少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保といういずれの視点からしても、必要十分な内容・組合せであり、かつ、現実にも実効性をもって運用されたと思料する。

よって、本件取引においては、公正な手続を通じて当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる。

ii. 本件取引の条件の妥当性

本件取引では、(i)本株式交換比率が形成される過程において、当委員会の設置及び関与を含む公正性担保措置の履践を通じて独立当事者間取引と同視し得る状況が確保されており、現に当事者間で真摯な交渉を経て合意されたこと、(ii)株式交換比率に関する算定書は、我が国において多数の実績を有する大手事業者であって、当社、東急及び東急百貨店から独立した第三者機関により作成されており、かつ、算定基礎となる財務予測や前提条件等に不合理な点は見受けられず、その算定方法及び算定結果は合理的なものと同認められるところ、本株式交換比率は市場株価法のレンジ上限値とDCF法レンジ中央値を超える水準となっていること、(iii)同種案件と比較して遜色のないプレミアム水準が確保されていると評価できることを総合的に考慮すれば、当社の少数株主は、本件取引において本株式交換比率に基づく東急株式の交付を受けることにより、「本件取引を行わなくても実現可能な価値」のみならず「想定される本件取引による企業価値増加効果」も相当程度享受することを推認させる。

また、スキームその他の取引条件についてみても、本件取引の方法及び対価は、当社の少

数株主にとって不利益ではないため、妥当性が認められる。

よって、本件取引の条件には妥当性が認められる。

以上のとおり、本件取引においては、(i)公正な手続を通じて当社の少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められ、かつ、(ii)本件取引の条件には妥当性が認められるから、当社の取締役会における本件取引についての決定が、当社の少数株主にとって不利益なものではないと思料する。

④ 当社における利害関係を有する取締役を除く取締役全員（監査等委員を含む）の承認

本株式交換に関する議案を決議した2021年3月16日開催の当社の取締役会においては、当社の取締役10名のうち、大石次則取締役、雨宮主取締役及び山川貴史取締役は、東急百貨店（山川貴史取締役については東急を含みます。）の役職員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、大石次則取締役、雨宮主取締役及び山川貴史取締役を除く7名の取締役において審議の上、その全員一致により上記の決議を行っております。なお、大石次則取締役、雨宮主取締役及び山川貴史取締役は、上記取締役会における本株式交換に関する審議には参加しておらず、当社の立場において本株式交換に係る協議及び交渉に参加しておりません。

なお、2021年3月16日開催の当社の取締役会の決議に加わった7名の取締役のうち、平石直哉取締役社長、小泉忠行取締役及び窪田俊治取締役監査等委員（以下「対象取締役」といいます。）については、東急百貨店の業務の執行や経営への関与はないものの、東急百貨店における従業員としての籍を保有していることに鑑み、利益相反の可能性を排除する観点から、当社は、東急百貨店より、①対象取締役は、東急百貨店の業務の執行や経営への関与はなく、東急百貨店における任務はないこと、②本株式交換に関して、東急百貨店と対象取締役との間で本株式交換に関する連絡・情報交換を行わないこと等を確認する確認書を、2020年12月24日付で取得しております。これを受けて、当社は、対象取締役が本株式交換について当社の立場で審議・決議に参加することに支障はないと判断しておりますが、利益相反の可能性を可能な限り排除する観点から、念のため、上記取締役会においては、(i)対象取締役を除く4名の取締役で審議し、全員の賛成により決議を行った上で、(ii)取締役会の定足数の確保の観点も踏まえ、対象取締役を加えた7名の取締役において改めて審議し、全員の賛成により決議を行うという二段階の手続を経ております。また、2021年3月16日開催の当社の取締役会の決議に加わった7名の取締役のうち小林基司取締役については、2017年3月1日より、当社の役職員の地位を保有したまま、東急に兼務出向をしておりましたが、2018年3月1日以降は東急における業務に直接的には従事していないため、当社は、同氏については本株式交換に関する利益相反はなく、本株式交換について当社の立場で審議・決議に参加することに支障はないと判断しております。もっとも、当社としては、利益相反の有無をより明確にすることが本株式交換の手続の公正性の観点からは望ましいと考え、2021年2月1日付で小林基司取締役の東急への兼務出向を解消しております。また当社は、兼務出向の解消に当たり、東急と小林基司取締役との間で本株式交換に関する連絡・情報交換が行われていないことを確認しております。

(4) 株式交換完全親会社となる東急の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項（会社法施行

規則第 184 条第 3 項、会社法第 768 条第 1 項第 2 号イ)

本株式交換により、東急の増加する資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の規定に従い、東急が別途適当に定める金額であります。

当社は、かかる内容は、東急の財務状況、資本政策その他事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定されたものであり、相当であると判断しております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号）

(1) 東急の定款の定め（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号イ）

東急の定款は、別紙 2 のとおりです。

(2) 交換対価の換価方法に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ロ）

① 交換対価を取引する市場

東急株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

東急株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

③ 交換対価の譲渡その他の処分の制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ハ）

本株式交換約の締結を公表した日(2021 年 3 月 16 日)の前営業日を基準として、1 ヶ月間及び 3 ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における東急株式の終値の平均はそれぞれ 1,474 円及び 1,341 円となります。

なお、東急株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト (<http://www.jpx.co.jp/>) 等でご覧いただけます。

(4) 東急の過去 5 年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容（会社法施行規則第 184 条第 4 項第 1 号ニ）

東急は、いずれの事業年度においても金融商品取引法第 24 条第 1 項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 株式交換に係る新株予約権の定めとの相当性に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 3 号）

当社は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 4 号）

(1) 東急の最終事業年度に係る計算書類等の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号イ）

東急の最終事業年度(2020 年 3 月期)に係る計算書類等の内容は、別紙 3 のとおりです。

(2) 東急及び当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 184 条第 6 項第 1 号ハ、2 号イ）

① 当社

当社は、2021年3月16日付の取締役会において、東急との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

② 東急

東急は、2021年3月16日付の取締役会において、当社との間で本株式交換契約を締結することを決議し、同日付で株式交換契約を締結しました。本株式交換契約の概要は、上記1.「本株式交換契約の内容」に記載のとおりです。

6. 本株式交換が効力を生ずる日以後における東急の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第184条第1項第5号）

該当事項はありません。

以上

別紙1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

東急株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ながの東急百貨店（以下「乙」という。）は、2021年3月16日（以下「本締結日」という。）付で、次のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する。

第2条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：東急株式会社

住所：東京都渋谷区南平台町5番6号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社ながの東急百貨店

住所：長野県長野市南千歳一丁目1番地1

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（但し、甲が所有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第8条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下本条において同じ。）に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の数の合計に1.14を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.14の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対し割り当てるべき甲の普通株式の数の1株に満たない端数がある場合には、甲は、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途適当に定める金額とする。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年6月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第6条 (株式交換承認手續)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、会社法第783条第1項に定める株主総会において、本契約の承認及び本株式交換に必要なその他の事項に関する決議を行う。

第7条 (会社財産の管理等)

1. 甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 乙は、本締結日から効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第8条 (自己株式の消却)

乙は、効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第9条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

1. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合等、本契約の目的の達成

が困難となった場合には、甲乙協議の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

2. 甲及び乙は、本締結日から効力発生日までの間に、相手方が本契約の条項に違反した場合には、相当の期間を定めて相手方に履行を催告の上、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但し書きの規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、効力発生日の前日までに、甲の株主総会において本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (2) 効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会において、本契約又は本株式交換に必要な事項に関する承認が得られなかった場合
- (3) 本株式交換について、法令に基づき、効力発生日までに必要な関係官庁等からの許可、承認等の取得、又は関係官庁等に対する届出手続が完了しない場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第11条 (準拠法)

本契約ならびに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

第12条 (管轄裁判所)

本契約ならびに本契約に基づき又はこれに関連して生じる本契約当事者の一切の権利及び義務に関する訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲乙誠実に協議の上、これを定めるものとし、本契約の内容について解釈上の疑義が生じた場合又は変更の必要が生じた場合は、甲乙誠実に協議の上、必要な措置を決定するものとする。

(以下余白)

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年3月16日

甲： 東京都渋谷区南平台町5番6号
東急株式会社
取締役社長 高橋 和夫



本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2021年3月16日

乙： 長野県長野市南千歳一丁目1番地1
株式会社ながの東急百貨店
取締役社長 平石 直哉



別紙2 東急の定款

次ページ以降をご参照ください。

東急株式会社定款

(2020年6月26日変更)

第1章 総 則

(商 号)

第1条 本公司は、東急株式会社と称する。

　英文名をTOKYU CORPORATIONとする。
(目 的)

第2条 本公司は次の事業を営むことを目的とする。

- 鉄道事業および索道事業
- 軌 道 業
- 自動車による一般運輸業
- 住宅地の経営、土地家屋の売買及び賃貸業
- ゴルフ場、各種スポーツ施設およびカルチャー教室の経営
- 食堂の経営ならびに食料品、日用雑貨品および酒類の販売
- ホテル及び旅館の経営
- 旅 行 業
- 土木建築工事の設計施工請負
- 前払式特定取引に関する商品の売買の取次
- 会社運営上必要な事業に対する投融資もしくは債務の保証
- 損害保険代理業
- 情報提供・処理サービス業及び電気通信事業
- 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務
- 放送法に基づく放送事業
- 鉄道車両、自動車、コンテナおよび駐車装置ならびにそれらの部品の製造、修理および販売
- ショッピングセンターの経営、管理業の受託
- 広告、宣伝に関する業務
- 不動産の管理および貸借の受託
- クレジットカードの取扱いに関する業務ならびに割賦販売法に基づく割賦販売
- 警備業法に基づく警備業
- 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理
- 高齢者住宅・施設の経営および介護サービス事業
- 保育施設の経営および保育サービス事業
- 電力小売事業およびガス小売の取次事業
- 映画、コンサート、演劇等の興行用施設の経営
- 空港およびこれに準ずる施設の企画、開発、維持管理、運営
- 古物営業法に基づく古物の売買
- 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業
- 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 本公司は本店を東京都渋谷区に置く。

(機 関)

第4条 本公司は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 取 締 役 会
- 監 査 役
- 監 査 役 会
- 会計監査人

(公告方法)

第5条 本公司の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 本公司の発行可能株式総数は、9億株とする。

(単元株式数)

第7条 本公司の単元株式数は、100株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 本公司は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 本公司の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 本公司の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 本公司は、株主名簿管理人を置く。

　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

　本公司の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、本公司においてはこれを取扱わない。

(株式の取扱)

第12条 本公司の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 本公司の定時株主総会は毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 本公司の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(株主総会参考書類等のインターネット開示)

第15条 本公司は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、本公司の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を本公司に提出しなければならない。

(議 長)

第18条 株主総会の議長は取締役社長とし、取締役社長事故あるときは他の取締役がこれに代り、取締役の全員事故あるときは出席株主中より選任する。

(議事運営規則)

第19条 株主総会の議事に関し、取締役会は議事運営規則を定めることができる。

第4章 取締役及び取締役会

(定 員)

第20条 本公司の取締役は20名以内とする。

(選 任)

第21条 取締役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会招集の通知は、会日の一週間前までに各取締役および各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(取締役会の書面等による決議)

第24条 本公司は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(会長、社長、副社長、専務取締役、常務取締役)

第25条 本公司には取締役会の決議により取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

(代表取締役)

第26条 代表取締役は取締役会の決議をもって選定する。

　取締役社長は代表取締役でなければならない。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は別に定める。

(取締役との責任限定契約)

第28条 本公司は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

(定 員)

第29条 本公司の監査役は5名以内とする。

(選 任)

第30条 監査役選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会において、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集)

第32条 監査役会招集の通知は、会日の一週間前までに各監査役に対し発することを要する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は別に定める。

(監査役との責任限定契約)

第34条 本公司は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選 任)

第35条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任 期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 相 談 役

(相 談 役)

第37条 本公司には取締役会の決議により相談役を置くことができる。

第8章 計 算

(事業年度)

第38条 本公司の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 本公司の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 本公司は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本公司に帰属する。

別紙3 東急の最終事業年度(2020年3月期)に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

1. 財産および損益の状況

① 当社グループの財産および損益の状況

科 目		第148期 (2016年度)	第149期 (2017年度)	第150期 (2018年度)	第151期 (当期) (2019年度)
営業収益	(百万円)	1,117,351	1,138,612	1,157,440	1,164,243
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	67,289	70,095	57,824	42,386
1株当たり当期純利益	(円)	55.01	115.42	95.14	69.88
総資産	(百万円)	2,148,605	2,264,636	2,412,876	2,537,196
純資産	(百万円)	678,382	747,049	796,164	809,614
自己資本	(百万円)	628,308	696,526	745,233	757,003
東急EBITDA	(百万円)	174,312	174,965	176,693	176,584
有利子負債残高	(百万円)	964,397	969,794	1,066,422	1,151,010
有利子負債/東急EBITDA倍率	(倍)	5.5	5.5	6.0	6.5
D/Eレシオ	(倍)	1.5	1.4	1.4	1.5

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。
 2. 2017年8月1日付で株式併合（普通株式2株を1株に併合）を実施しており、第149期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。
 3. 東急EBITDAとは、営業利益・減価償却費・のれん償却費・固定資産除却費・受取利息配当・持分法投資損益を合計したもので、営業活動で得られるキャッシュの絶対額を示しています。
 4. D/Eレシオとは、期末連結有利子負債を期末連結自己資本で除したもので、一般的に企業の安全性をはかる指標とされています。

② 当社の財産および損益の状況

科 目		第148期 (2016年度)	第149期 (2017年度)	第150期 (2018年度)	第151期 (当期) (2019年度)
営業収益	(百万円)	262,528	269,326	284,531	217,454
当期純利益	(百万円)	51,319	42,978	38,292	25,780
1株当たり当期純利益	(円)	41.90	70.74	62.98	42.48
総資産	(百万円)	1,642,259	1,729,363	1,877,213	1,862,623
純資産	(百万円)	486,021	519,170	555,310	554,026

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除）に基づき算出しております。
 2. 2017年8月1日付で株式併合（普通株式2株を1株に併合）を実施しており、第149期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算出しております。
 3. 当社は、2019年6月27日開催の第150期定時株主総会で承認され締結した吸収分割契約に基づき、東急電鉄㈱（2019年9月2日付で東急電鉄分割準備㈱から商号変更）を承継会社とする吸収分割により、2019年10月1日をもって同社に鉄道事業（軌道事業を含む）を承継しております。

2. 主要な事業内容および事業拠点等

① 主要な事業内容

事業セグメント	主要な事業内容
交通事業	鉄軌道業、バス業、空港運営事業
不動産事業	不動産販売業、不動産賃貸業、不動産管理業
生活サービス事業	百貨店業、チェーンストア業、ショッピングセンター業、ケーブルテレビ事業、広告業、映像事業
ホテル・リゾート事業	ホテル業、ゴルフ業

② 主要な事業拠点等

主要な会社名	主要な事業拠点、施設等
当社（本社：東京都渋谷区）	<p>不動産賃貸業 二子玉川ライズ、渋谷ヒカリエ、渋谷ストリーム、渋谷スクランブルスクエア、たまプラーザテラス、東急キャピトルタワー、グランベリーパーク他</p> <p>不動産販売業 営業所9か所（東京都6、神奈川県3）</p>
東急電鉄(株)（本社：東京都渋谷区）	東京西南部、神奈川県における旅客輸送 営業路線8路線（鉄道7、軌道1）・104.9km、駅数97駅、車両数1,280両（鉄道1,260、軌道20、うちリース車両124）
東急バス(株)（本社：東京都目黒区）	営業路線112路線・1,107.1km、車両数931両 営業所12か所（東京都世田谷区他）
東急ファシリティサービス(株) （本社：東京都世田谷区）	オフィス6か所（大阪府大阪市他）
(株)東急百貨店（本社：東京都渋谷区）	7店舗（東京都5、神奈川県1、北海道1）
(株)東急ストア（本社：東京都目黒区）	86店舗（東京都46、神奈川県35、他5）、 流通センター（神奈川県川崎市）、研修センター（神奈川県横浜市）
(株)東急モールズデベロップメント （本社：東京都渋谷区）	31店舗（エトモ12店舗および、子会社運営のみなとみらい東急スクエアを含む）
イツツ・コミュニケーションズ(株) （本社：東京都世田谷区）	事務所2か所（東京都1、神奈川県1）、 メディアセンター（神奈川県横浜市）
(株)東急エージェンシー（本社：東京都港区）	支社4か所（大阪府大阪市他）
(株)東急レクリエーション（本社：東京都渋谷区）	19サイト（東京都3、神奈川県4、他12）175スクリーン
(株)東急ホテルズ（本社：東京都渋谷区）	直営ホテル36店舗（東京都11、他25）

3. 従業員の状況

(単位：名)

事業セグメント	人 数	前期比増減
交通事業	7,846	152
不動産事業	2,652	△34
生活サービス事業	9,330	484
ホテル・リゾート事業	3,710	185
全社（共通）	926	40
合 計 (うち当社)	24,464 (1,417)	827 (△3,249)

- (注) 1. 人数に臨時従業員数は含んでおりません。
2. 全社（共通）として記載されている人数は、特定の事業セグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 当社の従業員数が前期末と比較して3,249名減少しておりますが、その主な理由は、2019年10月1日、東急電鉄(株)を承継会社とする吸収分割により、鉄道事業（軌道事業を含む）を承継させたためであります。

4. 主要な借入先の状況

(単位：百万円)

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	205,993
三井住友信託銀行株式会社	120,717
株式会社三菱UFJ銀行	118,722
株式会社みずほ銀行	52,108
第一生命保険株式会社	29,481
農林中央金庫	26,758
日本生命保険相互会社	21,440

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

E Y 新日本有限責任監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の会計監査人としての報酬等の額	151,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	351,460千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画に対する報酬等について、会計監査人の監査実績、当事業年度の監査計画の内容等を参考にその妥当性について検討した結果、妥当であると全員一致で判断したため、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る当社の会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、(株)東急百貨店、(株)東急モールズデベロップメント、(株)東急ホテルズは、きさらぎ監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社および子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、社債発行に係るコンフォートレター作成業務および消費者還元事業に係る補助金申請書に係る合意された手続業務に対する対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。上記のほか、監査役会は、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制の整備」を取締役会決議により定めております。

① 基本方針

グループ経営方針における「コンプライアンス経営によるリスク管理」に基づく取り組みを踏まえつつ、経営環境の変化等に対応するため、体制について不断の見直しを行い、実効性のある内部統制の高度化を推進する。

② 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 「行動規範」を周知、徹底し、適正な法令遵守体制を構築、運用するとともに、役員および従業員を対象に法令遵守に関する研修等を定期的実施する。
- コンプライアンス上の課題については、サステナビリティ推進会議において社内からの報告を一元的に受けるものとし、このうち重要なものについては、経営会議において審議を行い、取締役会へ報告する。
- 社内担当部署および社外の弁護士事務所に内部通報窓口を設置し、法令または行動規範に違反する行為に関し従業員および連結子会社従業員が直接通報、相談できるようにするとともに、違反行為の是正を行う。
- 業務の適切な実行を確保するため、内部監査の体制を強化するとともに、内部監査の結果を経営層に対し報告する。
- 財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を適切に整備、運用する。
- 反社会的勢力および団体とは取引や利益供与等はもちろん、一切の関係を拒絶する。また、警察当局等外部機関との連携を強化し、反社会的勢力排除のための体制を整備、運用する。

2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 取締役の職務の執行に係る文書その他情報について、法令および社内規程等に基づき適切に保存および管理を行う。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 安全管理上の課題については、サステナビリティ推進会議において社内からの報告を一元的に受けるものとし、このうち重要なものについては、経営会議にて審議を行い、取締役会へ報告する。
- 輸送の安全確保については、基本方針を定めるとともに、安全運行にかかわる従業員の行動原則を制定し、安全管理規程に基づく安全マネジメント体制を整備、運用する。
- 連結経営の視点に基づいて当社および子会社の重要リスクの認識、評価を行い、リスク管理方針等を経営会議において審議し、取締役会へ報告する。

■事業活動に関する様々な危機管理を行い損失の最小化を図るため、危機管理の基本規程を定め、全社的な危機管理体制を整備、運用する。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

■取締役会において取締役の業務分担を決議し、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するとともに、執行役員制度に基づき、経営と執行の役割を明確化し、業務執行体制の強化、権限と責任の明確化を行い、コーポレートガバナンスの強化を図る。

■取締役会を原則として毎月1回開催するほか、経営会議を開催し、会社の業務執行に関する基本方針および重要事項を審議し決定する。

■業務の円滑かつ能率的運営を図るため、業務執行規程を定め、業務組織における主要業務の分掌ならびに権限および責任を明確にする。

■重要な情報が識別され適切に経営層に報告されるとともに、指示事項が組織全体に確実に伝達されるための仕組みを整備、運用する。

5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■グループ内部統制ガイドラインの周知により、内部統制の実効性を高めるとともに、子会社に対し、セルフチェック、内部監査等の手法を組み合わせてモニタリングを実施し、業務の適正を確保する。

■東急グループサステナビリティ推進会議を開催し、企業集団としてCSR活動を一体的に推進する。

■連結経理に関するガイドライン等により財務報告に係る内部統制の整備、運用を行うとともに、評価を実施し、不備を是正する。

②子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

■グループ経営基本規程に基づいて、子会社から当社へ必要な報告を行わせるとともに、子会社の重要業務の執行等について当社の取締役会、経営会議において審議・報告する。

③子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■グループ経営基本規程に基づいて、当社は子会社に対しリスクの把握、評価、対応を行わせるとともに、東急グループサステナビリティ推進会議等を開催し、企業集団として安全管理活動を一体的に推進する。

④子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

■東急グループコーポレート会議を開催し、グループ経営の方針を決定するとともに、グループ会社経営会議等を開催し、子会社の経営実態を把握し、評価する。

6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

■専任部署として監査役会事務局を設置し、その事務局の使用人は監査役の指示に基づきその職務を行う。

■当該使用人の人事異動については、監査役と事前協議を行う。

7) 監査役への報告に関する体制

- 重要な意思決定の過程および業務の執行状況の把握に資するため、取締役会その他の重要な社内会議への監査役の出席の機会を確保するとともに、当社および子会社の役職員からの監査役への適切な報告を実施する。
- 当社および子会社の著しい損害が生じるおそれのある事実その他重要な事項について監査役に報告するとともにリスクの管理の状況について監査役に報告する。
- 内部監査部門は当社および子会社の内部監査の結果等の適切な報告を行い、緊密な連携を保つ。
- 当該報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いをしない。

8) 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

- 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用については、監査役と協議のうえ毎年度予算措置を行い、その費用の前払い等が必要な場合には、監査役の請求により担当部署において速やかに対応する。

9) その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- 常勤監査役が子会社等の常勤監査役と監査方針・監査方法などの協議・情報交換を行うために定期的に開催する東急グループ常勤監査役会議および連結会社常勤監査役連絡会において、情報提供などの協力を行う。

③ 業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する事項

1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 東急グループのコンプライアンス上の課題等については、コンプライアンス部門によるモニタリングの他、内部監査等の手法によるモニタリングを実施するとともに、サステナビリティ推進会議にて審議、報告し、適宜経営会議、取締役会へ報告した。また、サステナビリティセミナーやEラーニングを用いた全社研修等で当社および子会社の役員、従業員のコンプライアンス意識の向上、「行動規範」の周知を図り、コンプライアンス違反防止の徹底を図った。
- 社内および弁護士事務所のコンプライアンスに関する内部通報窓口を設置し、コンプライアンス上問題がある行為等についての報告を受け付け、問題の是正を図っている。日々の受付応対方、調査手法等の見直しを図り、調査・是正措置の実効性、信頼性の向上を図った。
- 警察当局等外部機関との連携により、反社会的勢力排除のための体制を整備し、運用した。

2) 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 情報の保存および管理については、保存文書を一元管理するとともに、機密情報、個人情報等については、情報管理基本規程に則り、全部署に配置した各情報を管理する責任者を通じて情報の適切な保存および管理を行った。
- 新たなワークスタイルにも対応すべく情報セキュリティ関連規程を見直した。また、引き続き各種の技術的対策を施すことにより、利便性ととのバランスのとれた情報の保全を図った。

3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 東急グループの安全管理上の課題等については、サステナビリティ推進会議にて審議、報告し、経営会議、取締役会へ報告した。
- 輸送の安全確保のため、定期的な内部監査や安全巡視等を実施し、行った対策とともに適宜経営会議、取締役会へ報告を行った。
- 連結経営上の重要リスクについては、定期的にはリスク認識の見直しも図りつつ、当社および子会社により洗い出された重要リスクを取りまとめ、経営会議にて審議し、取締役会に報告を行った。
- また、大規模地震等自然災害への対応力の底上げを図るべく「東急BC委員会」を立ち上げ、関係各社との連携を強化するとともに、感染症対策として従業員およびお客様の生命を守るため、「新型インフルエンザ等各種感染症対策委員会」で検討し、各種対応を実施した。

4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 執行役員制度により、経営と執行の役割の明確化を図るとともに、取締役会および経営会議を開催し、精査された重要な情報に基づき、会社の業務執行に関する基本方針および重要事項を審議し、決定した。

5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①東急グループサステナビリティ推進会議の開催等により、企業集団としてのサステナビリティ推進活動を一体的に推進した。
- ②グループ経営基本規程に基づき、グループ会社経営会議の開催等により、子会社から必要な報告を受け、適切な対応を行うことで業務適正の確保を図った。
- ③グループ経営基本規程に基づいて、当社は子会社に対しリスクの把握、評価、対応を行わせるとともに、東急グループサステナビリティ推進会議の開催等により、企業集団としての安全管理活動を一体的に推進した。
- ④東急グループコーポレート会議の開催等により、グループ経営の方針を決定するとともに、グループ会社経営会議等の開催等により、子会社の経営実態を把握し、事業計画等を協議、決定した。
なお、連結経営上の重要な業務の執行等については、当社の取締役会・経営会議にて適宜審議、報告した。

6) 監査役関連事項

- 監査を支える体制においては、監査役会事務局に専任のスタッフを配置し、監査役がその職務を円滑に行えるように努めると共に、その異動にあたっては監査役の意見を尊重している。
- 取締役・執行役員等は、監査役による監査のため、定期的に監査役との会合を実施すると共に、常勤監査役が経営会議その他重要会議への出席を確保できるように連絡調整に努めている。また、監査役が実態把握を容易にできるよう、内部監査部門に連携を図らせつつ、当社および子会社の執行部門への聴取、実査に協力した。
- 子会社等の常勤監査役に対し、東急グループ常勤監査役会および連結会社常勤監査役連絡会において情報提供を行った。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

① 当社の財務及び事業の基本的方針

当社は、2000年4月、「21世紀においても持続的に成長する東急グループ」を目指して「東急グループ経営方針」を策定し、グループ再編を積極的に進めるとともに、財務的な課題の克服に努めてまいりました。次いで2005年4月より成長戦略に軸足を移し、持続的成長の基盤確立に努め、2018年度からは、「サステナブルな『街づくり』、『企業づくり』、『人づくり』」を基本方針とする中期3か年経営計画に取り組んでおります。

また、当社の各事業を取り巻く環境変化に対応すべく、鉄道事業の分社化をはじめとしたグループ経営体制の高度化に取り組むとともに、2019年度において2030年に向けての経営スタンスおよび成長戦略の方向性や2050年目線での東急グループの描く未来を示した長期経営構想を策定し、継続的に社会課題の解決に取り組むサステナブル経営を推進しております。

このように長期的な視点に立った経営を推進し、当社が企業価値・株主の共同の利益を保全・確保し向上させていくためには、以下の各項目を実行することが不可欠と考えており、より一層これらの実現に努めてまいります。

- 1) グループにおける鉄道事業は極めて公共性の高い事業領域に属しており、お客さまの安全確保を第一義とした全社的推進体制を確保すること
- 2) 安全性及び利便性の向上を目指した中長期的な投資を継続的に行い、それを可能とする経営の安定性を確保すること
- 3) 長期的な視点に立ち、沿線開発と不動産事業の更なる推進を継続するとともに、広域の移動を促進、街や地域を活性化させるべく、交通・リテール・生活サービスなどグループの各事業を一体的に展開すること
- 4) 子会社の少数株主の利益を損なわないように配慮しつつ、グループの各事業を全体最適の観点から一元的にマネジメントすることができるよう、当社が強力なグループガバナンスを発揮すること
- 5) 株主の皆さま、お客さま、沿線住民の方々、行政機関、関係事業者、債権者、そして従業員やその家族といった事業にとって重要なステークホルダー全般との信頼関係を維持向上させること

② 当社の支配に影響を与える株式の大量取得行為について

当社の株式は上場されており、当社株式の大量取得を目的とする買付であっても、それが当社の企業価値・株主の共同の利益に資すると判断される限り否定されるべきものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案について対抗措置をとるべきとの判断には、最終的には合理的手続きを経て確定される株主全体の意思が反映されるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量取得行為の中にはその目的・手法などから見て、企業価値・株主の共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、例えば短期的な利益追求を目的とすることなどにより鉄道事業の安全確保に悪影響を及ぼす可能性があるもの、また買収を二段階で行い、最初の買付に応じなければ不利益になる、あるいはそのような危惧を抱かせる状況を作り出し、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、不適切な方法による、あるいは不適切な者による企業買収の存在は否定できません。また、株式の大量取得行為の提案がなされた場合において、これの是非を判断する十分な情報や代替案を株主の皆さまが持ち合わせていないにも関わらず、そのまま買収が行われてしまう場合もあり得ます。

当社事業にとって重要なステークホルダーの利益を考慮しつつ、このような買収から企業価値・株主の共同の利益を守り、これらに資するよう行動することは、当社の経営を負託された者として当然の責務であると認識しております。

現時点において、当社は具体的にこのような買収の脅威にさらされているとの認識はありませんが、当社株式の取引や株主の異動の状況を常にチェックするとともに、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合に、判断の客観性を担保しつつ、企業価値・株主の共同の利益を保全・確保及び向上させるために必要な措置が取れるよう、社内における体制を整え、役割分担や行うべき対応を明確にしております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	121,724	133,763	495,343	△28,506	722,325
当期変動額					
剰余金の配当			△13,404		△13,404
親会社株主に帰属する当期純利益			42,386		42,386
土地再評価差額金取崩額			△0		△0
自己株式の取得				△10,022	△10,022
自己株式の処分		0		1,237	1,238
支配継続子会社に対する持分変動		259			259
持分法適用会社増加に伴う増加高			98		98
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	259	29,079	△8,784	20,554
当期末残高	121,724	134,023	524,423	△37,291	742,880

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	16,735	△179	8,404	3,764	△5,816	22,907	50,930	796,164
当期変動額								
剰余金の配当								△13,404
親会社株主に帰属する当期純利益								42,386
土地再評価差額金取崩額								△0
自己株式の取得								△10,022
自己株式の処分								1,238
支配継続子会社に対する持分変動								259
持分法適用会社増加に伴う増加高								98
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△6,751	137	2	△392	△1,781	△8,785	1,680	△7,104
当期変動額合計	△6,751	137	2	△392	△1,781	△8,785	1,680	13,450
当期末残高	9,983	△41	8,406	3,371	△7,598	14,122	52,611	809,614

連結注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 134社
 - ・主要な連結子会社の名称 東急電鉄(株)、伊豆急行(株)、(株)東急百貨店、(株)東急ストア、(株)東急ホテルズ、(株)東急レクリエーション
- ② 非連結子会社の状況
 - ・主要な非連結子会社の名称 伊豆東海岸鉄道整備(株) 他2社
 - ・連結の範囲から除いた理由 その総資産、営業収益、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。
- ③ 連結の範囲の変更
新規設立により東急電鉄(株)及び(株)富士山三島東急ホテルを、持分の増加により(株)渋谷マークシティを、株式取得によりTFトータルサービス(株)をそれぞれ新たに連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・持分法適用の非連結子会社の数 2社
 - ・持分法適用の関連会社の数 24社
 - ・主要な会社等の名称 世紀東急工業(株)、東急建設(株)、(株)東急コミュニティー、東急不動産(株)、東急不動産ホールディングス(株)、東急リバブル(株)
- ② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況
 - ・主要な会社等の名称 クレードル興農(株) 他5社
 - ・持分法を適用しない理由 当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、持分法の適用の範囲から除外しております。
- ③ 持分法の適用の範囲の変更
新規設立によりTOKYU PM Vietnam Co.,Ltd.及び(株)Data Chemistryを、重要性の増加により富士山静岡空港(株)をそれぞれ新たに持分法の適用の範囲に含めております。
また、持分の増加により(株)渋谷マークシティを、持分法の適用の範囲から除外し、連結の範囲に含めております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券（投資その他の資産を含む）

満期保有目的債券 …………… 償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …………… 主として移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金（その他有価証券）については、匿名組合の損益のうち帰属する持分相当損益を「営業外損益」に計上するとともに「投資有価証券」を加減する処理を行っております。

ロ. デリバティブ …………… 時価法

ハ. たな卸資産

分譲土地建物については主として地区別総平均法による原価法及び個別法による原価法、その他については、各業種に応じ個別法による原価法、総平均法による原価法、最終仕入原価法による原価法、先入先出法による原価法、売価還元法による原価法、移動平均法による原価法（いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によるほか当社の一部賃貸施設及び一部連結子会社については定額法との併用を行っております。ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～75年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、各社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 繰延資産の処理方法

社債発行費等及び株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

使用人及び使用人兼務役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により設定しております。

ハ. 商品券回収損引当金

商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

⑤ 退職給付に係る資産及び負債の計上基準

使用人の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る資産及び負債として計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として期間定額基準によっております。数理計算上の差異は、主としてその発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、主としてその発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額及び非支配株主持分に計上しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は主として期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑦ 特別法上の準備金

特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条の規定により取り崩しております。

なお、特定都市鉄道整備準備金のうち2,510百万円については、一年内に使用されると認められるものであります。

⑧ 鉄軌道業における工事負担金等の処理方法

当社及び当社の連結子会社であります東急電鉄(株)、伊豆急行(株)及び上田電鉄(株)において、工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。なお、連結損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を、工事負担金等圧縮額として特別損失に計上しております。また、工事負担金等を受け入れた工事費のうち、撤去済の仮設構造物等に係る部分については、営業費（固定資産除却費等）に計上しております。

⑨ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。また、為替予約について振当処理の要件を満たす場合は振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ、金利通貨スワップ、為替予約

ヘッジ対象：借入金、外貨建社債、外貨建借入金、外貨建金銭債務

ハ. ヘッジ方針

当社は、取引の権限等を定めた基準を業務執行規程の中において設けており、この基準に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。また、連結子会社においても、内部規程に基づき、主に事業活動上生じる金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を利用しております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間についてキャッシュ・フロー変動額の比率で判定しております。

⑩ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、重要性のないものは、一括償却しております。

⑪ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(表示方法の変更)

当社は、2019年10月1日付で完全子会社である東急電鉄株（2019年9月2日付で東急電鉄分割準備株より商号変更しております。）に対して、鉄道事業（軌道事業を含みます。）を会社分割により移転しました。

このグループ再編に伴い、当連結会計年度において、従来、鉄道事業会計規則（昭和62年2月20日運輸省令第7号）により各事業に紐づけていた営業費を、当社が引き続き事業持株会社としてグループ経営を担う営業費と、鉄軌道事業を営む東急電鉄に係る営業費に整理し、区分しなおしました。これにより、従来「運輸業等営業費及び売上原価」として表示していた営業費について、発生の態様を再検討し、その一部を当連結会計年度より「販売費及び一般管理費」として表示する方法に変更しております。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、外部の情報源に基づく情報等を踏まえ、2021年3月期においては、2020年6月まで政府から発令された緊急事態宣言や、自治体からの外出自粛要請等により厳しい制約の下で営業収益等の大幅な減少が発生するものの、同年7月以降、2021年3月期の一定期間にかけて当該状況が正常化していくとの仮定を置き、固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローや繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(従業員持株E S O P 信託について)

当社は、2015年9月に、中長期的な企業価値向上と福利厚生 of 拡充を目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P 信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

E S O P 信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

当社が「東急グループ従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は一定期間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合等に応じて金銭が分配されます。株価の下落により売却損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して返済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度143百万円、85千株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

分譲土地建物	101百万円
建物及び構築物	385,473百万円
機械装置及び運搬具	59,668百万円
土地	131,915百万円
投資有価証券（注1）	5,627百万円
その他	15,587百万円
計	598,372百万円

（注1）投資有価証券については出資先の短期借入金4,820百万円及び長期借入金137,571百万円を担保するため、物上保証に供しております。

（注2）上記のほか、連結処理により相殺消去されている以下の資産を担保に供しております。

子会社株式	357百万円
-------	--------

② 担保に係る債務

短期借入金	12,884百万円
長期借入金	59,412百万円
その他	3,556百万円
計	75,853百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,225,168百万円

(3) 保証債務等

企業集団以外の会社などに対する債務保証	74百万円
社債の債務履行引受契約に係る偶発債務	10,000百万円

(4) 固定資産の取得原価から直接減額された
工事負担金等累計額 213,811百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式	624,869	-	-	624,869

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末の株式数(千株)
普通株式(注)	16,939	4,653	734	20,858

(注) (1) 当連結会計年度期首の株式数には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口が保有する当社株式1,129千株を含めて記載しております。

(2) 当連結会計年度末の株式数には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口が保有する当社株式395千株を含めて記載しております。

(3) 自己株式の株式数の増加の内訳は、以下のとおりであります。

- ① 取締役会決議に基づく市場買付による増加 4,641千株
- ② 単元未満株式の買取りによる増加 11千株

(4) 自己株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。

- ① 従業員持株会信託口における株式売却による減少 724千株
- ② 役員報酬信託口における株式交付による減少 9千株
- ③ 単元未満株式の買増請求による減少 1千株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	(注1)6,093	10.0	2019年3月31日	2019年6月28日
2019年11月11日 取締役会	普通株式	(注2)7,311	(注3)12.0	2019年9月30日	2019年12月3日

(注1) 配当金の総額には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口に対する配当金11百万円を含めております。

(注2) 配当金の総額には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口に対する配当金9百万円を含めております。

(注3) 1株当たり配当額には、記念配当2.0円を含めております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	(注)6,651	利益剰余金	11.0	2020年3月31日	2020年6月29日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口に対する配当金4百万円を含めております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社及び連結子会社は、鉄軌道業をはじめとする各事業の設備投資計画に照らして、必要な資金を主に金融機関からの借入や社債発行により調達しております。資金運用については元本保証もしくはこれに準じる商品による余剰資金の運用に限定し、デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行っていません。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクについては、内部規程に従いリスクの低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等の把握を行っております。

借入金及び社債の用途は主として設備投資資金や運転資金であります。一部の長期借入金の金利変動リスクに対しては、金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を図っており、為替変動リスク及び金利変動リスクのある外貨建長期借入金及び外貨建社債に対しては、金利通貨スワップ取引を実施して元本及び支払利息の固定化を図っております。また、地震発生による収支変動リスクを回避する目的で地震デリバティブ取引を利用しております。なお、デリバティブ取引は内部規程に従い、取引の実行、管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	59,389	59,389	—
(2) 受取手形及び売掛金	154,176		
貸倒引当金 (*1)	△1,195		
	152,981	152,981	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券 (*2)	10	10	0
関連会社株式	109,210	73,844	△35,366
その他有価証券	41,685	41,685	—
資産計	363,277	327,911	△35,366
(1) 支払手形及び買掛金	103,082	103,082	—
(2) 短期借入金 (*3)	299,235	299,235	—
(3) コマーシャル・ペーパー	50,000	50,000	—
(4) 社債 (*2)	245,090	252,176	7,086
(5) 長期借入金 (*4)	556,684	574,699	18,015
負債計	1,254,092	1,279,194	25,101
デリバティブ取引 (*5)	(0)	(0)	—

(*1) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(*2) 1年内償還額を含めております。

(*3) 長期借入金の1年内返済額を含めておりません。

(*4) 1年内返済額を含めております。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

関連会社株式及びその他有価証券の時価は取引所の価格によっており、債券の時価は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、並びに (3) コマーシャル・ペーパー
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額 (*) を新規に同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(*) 金利通貨スワップの一体処理 (特例処理、振当処理) の対象とされた社債 (下記デリバティブ取引参照) については、当該金利通貨スワップのレートによる元利金の合計額

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額 (*) を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(*) 金利スワップの特例処理、金利通貨スワップの一体処理 (特例処理、振当処理) の対象とされた長期借入金 (下記デリバティブ取引参照) については、当該金利スワップ、金利通貨スワップのレートによる元利金の合計額

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理、金利通貨スワップの一体処理 (特例処理、振当処理) によるものは、ヘッジ対象と一体として処理されているため、それらの時価はそれぞれのヘッジ対象である社債、長期借入金の時価に含めて記載しております (上記(4)社債、(5)長期借入金参照)。

(注2) 非上場株式等 (連結貸借対照表計上額 25,312百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

地震デリバティブ取引 (連結貸借対照表計上額291百万円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「デリバティブ取引」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都や神奈川県の本社沿線地域及びその他の地域において、賃貸オフィスビルや賃貸商業施設、賃貸住宅等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
605,049	1,202,993

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であり、一部の重要な物件については不動産鑑定士による不動産鑑定評価等に基づく金額であります。

(注3) 開発中の不動産については、時価を把握することが極めて困難であるため、上表には含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,253 円 29銭

(2) 1株当たり当期純利益

69 円 88銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(1) 減損損失

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグループ化を行いました。その結果、当連結会計年度において継続的な地価の下落に伴い帳簿価額に対し著しく時価が下落している固定資産グループ及び営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている固定資産グループ97件について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（7,326百万円）として特別損失に計上いたしました。

※地域ごとの減損損失の内訳

・首都圏	6,351 (内、土地	2、建物及び構築物	4,374、その他	1,974)	百万円
・中部北陸圏	528 (内、土地	－、建物及び構築物	439、その他	89)	百万円
・近畿圏	52 (内、土地	－、建物及び構築物	29、その他	23)	百万円
・その他	393 (内、土地	－、建物及び構築物	29、その他	363)	百万円

(2) 企業結合等関係

(共通支配下の取引等)

①取引の概要

イ. 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

当社の鉄道事業（軌道事業を含みます。）

ロ. 企業結合日

2019年10月1日

ハ. 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、東急電鉄(株)（2019年9月2日付で東急電鉄分割準備(株)より商号変更しております。）を承継会社とする分社型吸収分割

ニ. 結合後企業の名称

東急(株)及び東急電鉄(株)

ホ. その他取引の概要に関する事項

コア事業の一つである鉄道事業の経営体制の最適化を推進すること、また、当社は事業持株会社として開発機能と資産ポートフォリオマネジメント機能を担うとともに、成長戦略を推進する役割を明確にすることを目的としております。

②実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(3) セグメント情報

(単位：百万円、単位未満切捨)

報 告 セ グ メ ン ト	営 業 収 益	営 業 利 益
交 通 事 業	213,647	27,018
不 動 産 事 業	210,175	29,000
生 活 サ ー ビ ス 事 業	707,995	13,411
ホ テ ル ・ リ ゾ ー ト 事 業	96,125	△1,495
計	1,227,944	67,934
消 去	△63,700	825
連 結	1,164,243	68,760

(報告セグメントの変更等に関する事項)

当社は、2019年10月1日付で完全子会社である東急電鉄(株)（2019年9月2日付で東急電鉄分割準備(株)より商号変更しております。）に対して、鉄道事業（軌道事業を含みます。）を会社分割により移転しました。

このグループ再編に伴い、当連結会計年度において、従来、鉄道事業会計規則（昭和62年2月20日 運輸省令第7号）により各事業に紐づけていた営業費を、当社が引き続き事業持株会社としてグループ経営を担う営業費と、鉄軌道事業を営む東急電鉄(株)に係る営業費に整理し、区分しなおしました。これにより、各事業にお

ける営業費の金額について変更が生じております。また、当社は事業持株会社として賃貸等の不動産を保有し、開発機能と資産ポートフォリオマネジメント機能を担い成長戦略を推進すべく、東急電鉄(株)との間で資産の管理区分を整理いたしました。この変更に伴い、減価償却費、諸税等の資産に付随する費用についても区分を変更しております。

当該セグメント変更を反映した前連結会計年度のセグメント情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円、単位未満切捨)

報 告 セ グ メ ン ト	営 業 収 益	営 業 利 益
交 通 事 業	213,602	35,161
不 動 産 事 業	203,363	28,365
生 活 サ ー ビ ス 事 業	703,183	14,546
ホ テ ル ・ リ ゾ ー ト 事 業	99,925	3,213
計	1,220,074	81,286
消 去	△62,633	684
連 結	1,157,440	81,971

以 上

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円、単位未満切捨)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金					
				固定資産 圧縮積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	121,724	92,754	35,164	1,314	419	319,844	△27,644	543,579	
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩				△822		822		—	
特別償却準備金の積立					2,605	△2,605		—	
特別償却準備金の取崩					△1,532	1,532		—	
剰余金の配当						△13,404		△13,404	
当期純利益						25,780		25,780	
自己株式の取得							△10,022	△10,022	
自己株式の処分			0				1,237	1,238	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								—	
当期変動額合計	—	—	0	△822	1,073	12,124	△8,784	3,590	
当期末残高	121,724	92,754	35,164	492	1,493	331,968	△36,428	547,170	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	11,731	555,310
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩		—
特別償却準備金の積立		—
特別償却準備金の取崩		—
剰余金の配当		△13,404
当期純利益		25,780
自己株式の取得		△10,022
自己株式の処分		1,238
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△4,875	△4,875
当期変動額合計	△4,875	△1,284
当期末残高	6,855	554,026

個別注記表

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、匿名組合出資金については、匿名組合の損益のうち当社に帰属する持分相当損益を営業外損益に計上するとともに、投資有価証券等を加減する処理を行っております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

分譲土地建物 …………… 地区別総平均法による原価法（個別区画工事費及び一部点在地については個別法による原価法）

貯蔵品 …………… 移動平均法による原価法

（いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、鉄軌道事業固定資産の構築物のうち、取替資産については取替法を採用しております。なお、一部の賃貸施設については、定額法を採用しております。

また、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～50年

構築物 2年～60年

車両 5年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。但し、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
使用人に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額基準により設定しております。
- ③ 退職給付引当金
使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を前払年金費用及び退職給付引当金として計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により翌期から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、その発生時の使用人の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理することとしております。
- ④ 株式給付引当金
株式交付規程に基づく取締役および執行役員等に対する当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 債務保証損失引当金
債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- (4) その他
- ① 繰延資産の処理方法
社債発行費等及び株式交付費は支出時に全額費用として処理しております。
- ② ヘッジ会計の方法
- イ. ヘッジ会計の方法
原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を、金利通貨スワップについて一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たしている場合は一体処理を採用しております。
- ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ、金利通貨スワップ
ヘッジ対象：借入金、外貨建社債、外貨建借入金
- ハ. ヘッジ方針
当社は、取引の権限等を定めた基準を業務執行規程の中において設けており、この基準に基づき、金利変動リスク及び為替変動リスクをヘッジしております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象について、それぞれの既に経過した期間についてキャッシュ・フロー変動額の比率で判定しております。

③ 特別法上の準備金

特定都市鉄道整備準備金は、特定都市鉄道整備促進特別措置法第8条の規定により取り崩しておりません。

④ 鉄軌道業における工事負担金等の圧縮記帳処理

当社は鉄軌道業における連続立体交差等の高架化工事や踏切道路拡幅工事等を行うに当たり、地方公共団体等より工事費の一部として工事負担金等を受けております。これらの工事負担金等は、工事完成時に当該工事負担金等相当額を取得した固定資産の取得原価から直接減額して計上しております。

なお、損益計算書においては、工事負担金等受入額を特別利益に計上するとともに、固定資産の取得原価から直接減額した額を固定資産圧縮損として特別損失に計上しております。

また、工事負担金等を受け入れた工事費のうち、撤去済の仮設構造物等に係る部分については、鉄軌道事業営業費（固定資産除却費等）に計上しております。

⑤ 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

⑥ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(追加情報)

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、外部の情報源に基づく情報等を踏まえ、2021年3月期においては、2020年6月まで政府から発令された緊急事態宣言や、自治体からの外出自粛要請等により厳しい制約の下で営業収益等の減少が発生するものの、同年7月以降、2021年3月期の一定期間にかけて当該状況が正常化していくとの仮定を置き、固定資産の減損会計における将来キャッシュ・フローや繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

(従業員持株E S O P 信託について)

当社は、2015年9月に、中長期的な企業価値向上と福利厚生への拡充を目的とした従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P 信託」を導入しております。概要については、「連結注記表（追加情報）(従業員持株E S O P 信託について)」に記載しております。

(会社分割による鉄道事業の分社化)

当社は、当事業年度のうち2019年9月30日まで鉄軌道事業を営んでおりましたが、2019年10月1日付で当社が営んでいた鉄軌道事業を、会社分割により「東急電鉄(株)」(2019年9月2日付で「東急電鉄分割準備(株)」から商号変更)に承継させ、同日以降、開発機能と資産ポートフォリオマネジメント機能を担う事業持株会社となりました。期中の業態変更のため、計算書類上、2019年9月30日以前の鉄軌道事業の業績等については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)及び「鉄道事業会計規則」(平成8年大蔵省令第5号)により、2019年10月1日以降の事業持株会社の業績等については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)によって表示しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(注) 担保付債務は1年以内返済額を含みます。

① 担保に供している資産

投資有価証券(注)	5,627百万円
関係会社株式(注)	357百万円
計	5,984百万円

(注) 投資有価証券については出資先の短期借入金4,820百万円及び長期借入金137,571百万円を担保するため、物上保証に供しております。

(注) 関係会社株式については関係会社の長期借入金12,910百万円を担保するため、物上保証に供しております。

(注) 前事業年度において担保に供していた鉄軌道財団は2019年10月1日付会社分割に伴い、当社の完全子会社である東急電鉄(株)へ承継しており、当事業年度において当社は東急電鉄(株)より当該鉄軌道財団について担保提供を受けております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 282,403百万円

(3) 偶発債務

① 下記の会社等に対し、債務の保証を行っております。

銀行借入

東急カード(株)	20,000百万円
東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)	18,278百万円
(株)東急百貨店	10,000百万円
ベカメックス東急有限会社	4,165百万円
(株)東急ストア	3,200百万円
サハ東急コーポレーション(株)	1,437百万円
伊豆急行(株)	803百万円
社員住宅融資保証	7百万円
小計	57,893百万円

金銭返還債務

東急ウェルネス(株)	1,182百万円
小計	1,182百万円
合計	59,075百万円

このほか、子会社の賃貸借契約について契約残存期間の賃料を次のとおり保証しております。

(株)東急ホテルズ	3,260百万円
(株)SHIBUYA109エンタテイメント	683百万円
合計	3,944百万円

② 社債の債務履行引受契約に係る偶発債務は次の通りであります。

第62回無担保社債	10,000百万円
-----------	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	35,970百万円
長期金銭債権	399,345百万円
短期金銭債務	97,758百万円
長期金銭債務	21,864百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 営業収益	217,454百万円
(2) 営業利益	37,388百万円
(3) 鉄軌道事業営業費	64,365百万円
運送営業費及び売上原価	35,796百万円
販売費及び一般管理費	7,338百万円
諸税	4,452百万円
減価償却費	16,777百万円
(4) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	79,492百万円
営業収益	46,847百万円
営業費	32,645百万円
営業取引以外の取引による取引高	65,870百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末株式数
普通株式	16,685	4,653	734	20,603

- (注) 1. 当事業年度期首株式数には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口が保有する当社株式1,129千株を含めて記載しております。
2. 当事業年度期末株式数には、従業員持株会信託口及び役員報酬信託口が保有する当社株式395千株を含めて記載しております。
3. 自己株式の株式数の増加の内訳は、以下のとおりであります。
- | | |
|----------------------|---------|
| ①取締役会決議に基づく市場買付による増加 | 4,641千株 |
| ②単元未満株式の買取りによる増加 | 11千株 |
4. 自己株式の株式数の減少の内訳は、以下のとおりであります。
- | | |
|-------------------------|-------|
| ①従業員持株会信託口における株式売却による減少 | 724千株 |
| ②役員報酬信託口における株式交付による減少 | 9千株 |
| ③単元未満株式の買増請求による減少 | 1千株 |

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	25,934百万円
有価証券	21,467百万円
減損損失	11,483百万円
固定資産	4,037百万円
減価償却費	1,799百万円
賞与引当金	330百万円
その他	9,601百万円
繰延税金資産小計	74,653百万円
評価性引当額	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△38,041百万円
評価性引当額小計	△38,041百万円
繰延税金資産合計	36,612百万円
繰延税金負債	
退職給付信託設定益	△13,299百万円
固定資産	△12,930百万円
その他有価証券評価差額金	△3,025百万円
その他	△1,158百万円
繰延税金負債合計	△30,413百万円
繰延税金資産（負債△）純額	6,198百万円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	東急電鉄(株)	(所有) 直接 100.0%	担保の受入 及び資金の 貸付等	資金の貸付	360,000	短期貸付金	6,285
				利息の受取 (注2)	2,964	長期貸付金	349,344
				担保の受入 (注3) 会社分割に 伴う譲渡 (注4)	488,124	—	—
				資産の譲渡	634,272	—	—
				負債の譲渡	439,580	—	—
子会社	東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)	(所有) 直接 100.0%	金銭の貸借 及び財務処 理業務の代 行等	資金の借入 (注5)	64,072	短期借入金	65,532
				利息の支払 (注5)	159		
				債務の保証 (注6)	18,278	未収保証料	1
				保証料の受取 (注6)	2		
子会社	(株) 東急百貨店	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 等	資金の貸付	4,200	長期貸付金	23,700
				利息の受取 (注2)	62		
				債務の保証 (注6)	10,000	未収保証料	2
				保証料の受取 (注6)	4		
子会社	東急カード(株)	(所有) 直接 100.0%	債務の保証 等	債務の保証 (注6)	20,000	未収保証料	3
				保証料の受取 (注6)	7		
関連会社	東急建設(株)	(所有) 直接 14.5% 間接 0.6%	建設工事の 発注等	建設工事代	43,648	未払金	1,211
				分譲土地 建物仕入代	82		

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 東急電鉄(株)及び(株)東急百貨店との資金の貸付取引にかかる金利については、市場金利を勘案して合理的に算出しております。
3. 金融機関からの借入金に対して、東急電鉄(株)の一部資産について担保提供を受けております。

4. 当社は2019年10月1日に鉄軌道事業を会社分割により東急電鉄(株)へ承継させました。上記の取引金額は、当該日に当社が東急電鉄(株)へ分割承継した資産および負債の金額を記載しております。なお、取引の内容については、個別注記表「その他の注記」に記載しております。
5. 東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)との資金の貸借取引は、東急グループ内の資金を統合管理するキャッシュマネジメントシステムに係わるものであり、取引金額には当期中の貸付及び借入それぞれの平均残高を記載しております。なお、貸借金利については、市場金利を勘案して合理的に算出しております。
6. 東急ファイナンスアンドアカウンティング(株)、(株)東急百貨店及び東急カード(株)に対する債務保証は、各社の金融機関借入に対して保証したものであります。なお、保証料については、一般の金融機関の保証料率を参考に決定しております。
7. 東急建設(株)は、持分は100分の20未満ではありますが、実質的な影響力を持っているため、関連会社としたものであります。また、議決権等の所有割合に記載しているもののほか、同社株式7,500千株(議決権等の所有割合7.1%)を退職給付信託に拠出しております。
8. その他の取引条件及び取引条件の決定方針は、一般取引先と同様の条件であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	916円86銭
(2) 1株当たり当期純利益	42円48銭

8. その他の注記

(1) 減損損失

減損損失の算定にあたっては、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位に拠って資産のグループ化を行いました。その結果、継続的な地価の下落及び賃貸不動産に係る賃料水準の低下などにより、当社は当事業年度において収益性が著しく低下した固定資産グループ13件の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,310百万円)として特別損失に計上いたしました。

※地域ごとの減損損失の内訳

・首都圏	948 (内、土地	一、建物	556、その他	391) 百万円
・その他	362 (内、土地	一、建物	260、その他	101) 百万円

(2) 企業結合等関係

(会社分割に伴う鉄軌道事業の分社化)

① 取引の概要

イ. 対象となった事業の名称及び当該事業の内容

当社の鉄道事業(軌道事業を含みます。)

ロ. 企業結合日

2019年10月1日

ハ. 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、東急電鉄(株)(2019年9月2日付で東急電鉄分割準備(株)より商号変更しております。)を承継会社とする分社型吸収分割

二. 結合後企業の名称

東急(株)及び東急電鉄(株)

ホ. その他取引の概要に関する事項

コア事業の一つである鉄道事業の経営体制の最適化を推進すること、また、当社は事業持株会社として開発機能と資産ポートフォリオマネジメント機能を担うとともに、成長戦略を推進する役割を明確にすることを目的としております。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

東急電鉄(株)へ承継した資産、負債の額は以下のとおりです。

承継した資産	634,272百万円
承継した負債	439,580百万円

1 当社グループの現況

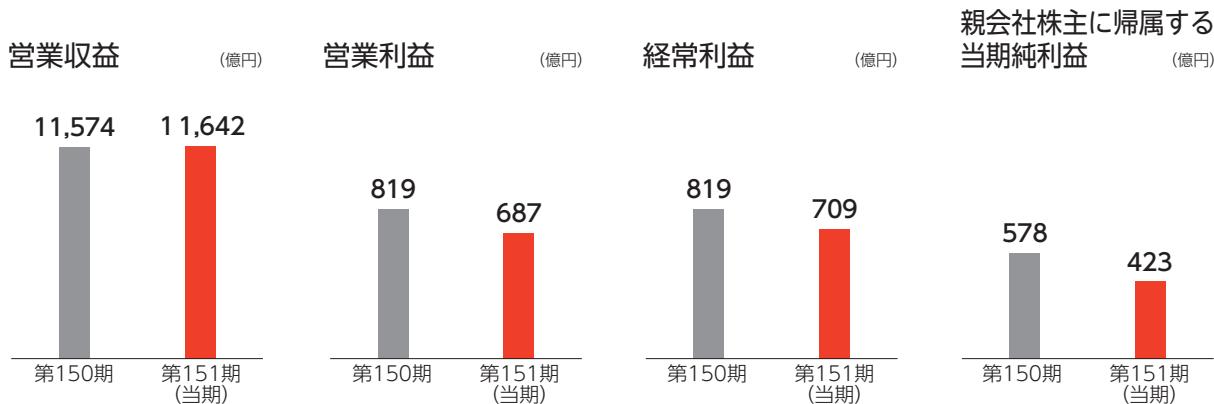
1. 事業の経過および成果

当期における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり緩やかな回復基調で推移いたしましたが、冬季に発生した新型コロナウイルス感染症が世界経済に与える影響は大きく、社会活動や企業活動に制限がかかるなど、厳しい状況が継続いたしました。

このような経済情勢の中、当社（連結子会社を含む）は、中期3か年経営計画「Make the Sustainable Growth（持続可能な成長をめざして）」を推進してまいりました。既存事業や沿線外拠点を強化するとともに、当社の強みを活かすことのできる新規領域にも積極的に進出することで、激しい時代の変化の中でも、持続的な成長を続ける企業集団を目指してまいります。

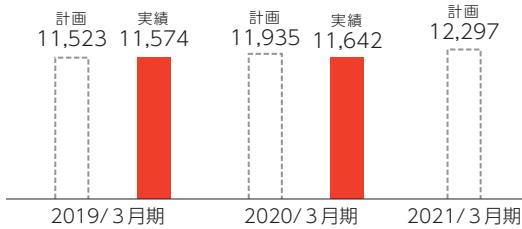
なお、当社は2019年9月に商号を「東急株式会社」に変更、10月には鉄軌道事業を分割し、「東急電鉄株式会社」として営業を開始いたしました。当社は、引き続き各事業を取り巻く環境の変化へ一層のスピード感を持って対応し、新たな付加価値の創造による事業拡大を図ることで、成長戦略を推進してまいります。

当事業年度の営業収益は、渋谷スクランブルスクエアや南町田グランベリーパークの開業に伴い、当社不動産賃貸業が堅調に推移したことなどにより、1兆1,642億4千3百万円（前年同期比0.6%増）となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う消費需要の減少を受け、交通事業で外出の自粛等による利用者の減少のほか、ホテル・リゾート事業ではホテルの稼働率が大きく減少したことなどにより、営業利益は687億6千万円（同16.1%減）、経常利益は709億2千5百万円（同13.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、423億8千6百万円（同26.7%減）となりました。

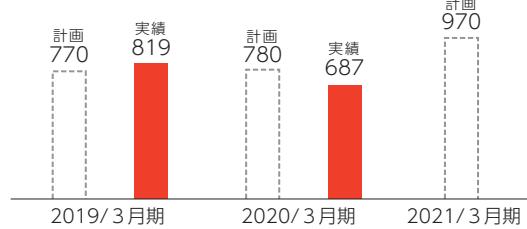


経営指標

営業収益 (億円)



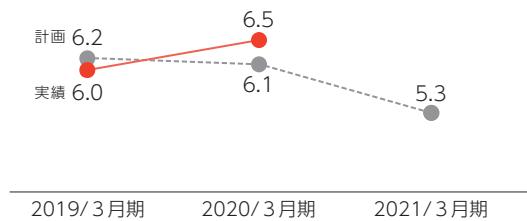
営業利益 (億円)



東急EBITDA (億円)

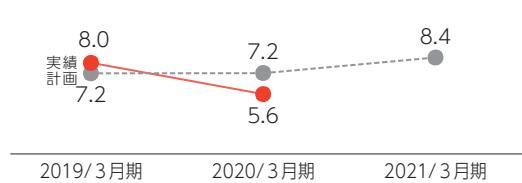


有利子負債／東急EBITDA倍率 (倍)



※東急EBITDA=営業利益+減価償却費+のれん償却額+固定資産除却費+受取利息配当+持分法投資損益

(参考指標) ROE (%)



※本ページに記載の2021年3月期計画値は、中期経営計画発表時（2018年3月）の内容でございます。

なお、2021年3月期の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、今後の収入動向等が極めて不透明であることから、現時点では未定としております。

交通事業



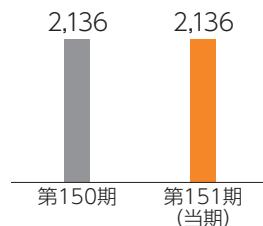
営業収益 2,136 億円

前期比 0.0% 増 ↑

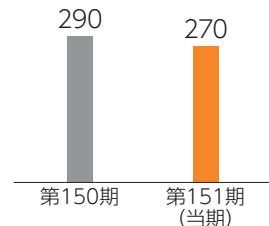
営業利益 270 億円

前期比 7.1% 減 ↓

営業収益 (億円)



営業利益 (億円)



事業の経過および成果

当社および東急電鉄(株)における輸送人員は、2018年度に比べて、継続した沿線人口の増加等により定期は0.5%増加したものの、新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお客さまの利用減少に伴い定期外で1.2%減少し、全体では11億8千7百万人と0.2%の減少となり、増収減益となりました。

安全・安定輸送の確保および利便性・快適性の向上

東急電鉄(株)においては、事故の未然防止や早期復旧体制の強化による安全・安定輸送の確保、ダイヤ改正やオフピーク促進施策の実施、新型車両導入などによる混雑緩和および利便性・快適性の向上に努めております。

2020年3月、ホームドア・センサー付固定式ホーム柵の整備率100%を達成し(世田谷線・こどもの国線を除く)、その結果、ホーム転落件数は大幅に減少いたしました。また、車両内のセキュリティ向上のため、LED蛍光灯一体型防犯カメラ「loTube」等の車内防犯カメラを、2020年7月完了を目途に東急電鉄(株)所属の全車両に順次導入してまいります。

交通事業におけるその他の取り組み

伊豆エリアにおいて、2次交通統合型サービス「観光型MaaS」の実証実験を行ったほか、当社グループの交通インフラ運営や地域開発を中心としたノウハウを生かし、2016年度より空港運営事業に取り組んでおります。

仙台国際空港(株)においては、新規路線の就航などにより、旅客数は2018年度と比べて2.9%増加の371万人となり、3年連続で過去最高を記録いたしました。また、2019年4月より運営に参画している富士山静岡空港(株)に加え、2019年10月には当社が出資する北海道エアポート(株)が北海道内7空港の運営に係る実施契約を締結し、2020年6月以降、順次各空港運営事業を開始いたします。



目黒線新型車両3020系



田園都市線鷺沼駅ホームドア



仙台国際空港

不動産事業



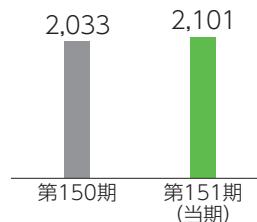
営業収益 **2,101** 億円

前期比 3.3%増 ↑

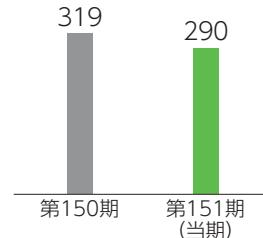
営業利益 **290** 億円

前期比 9.3%減 ↓

営業収益 (億円)



営業利益 (億円)



事業の経過および成果

当社の不動産賃貸業において、渋谷スクランブルスクエアや南町田グランベリーパークの新規開業などにより増収となりましたが、新規物件の開業費用の増加などにより減益となりました。

渋谷駅周辺再開発事業の取り組み

新しいビジネスやカルチャーを世界に発信し続ける、「エンタテインメントシティ SHIBUYA」の実現を目指し、駅周辺における大規模な再開発プロジェクトを関係者と協力して推進しております。

2019年11月、渋谷エリアで最も高い約230m、地上47階建ての大規模複合施設「渋谷スクランブルスクエア」を開業いたしました。全213店からなる商業施設や、大学と企業の連携など、領域横断の取り組みにより新たな価値を創造する共創施設「SHIBUYA QWS^{渋谷 キューズ}」、オフィスのほか、日本最大級の屋上展望空間を有する展望施設「SHIBUYA SKY^{渋谷 スカイ}」を備え、来館者数は開業3か月で600万人を突破いたしました。

沿線におけるまちづくりの推進

魅力ある新たな沿線の拠点を創出し、街の活性化とさらなる沿線価値向上を目指すとともに、沿線の皆さまのさらなる利便性・快適性向上に取り組んでおります。

2019年11月、町田市と当社が連携し取り組んできた「南町田グランベリーパーク」のまちびらきを実施し、開業後2週間を待たずして来館者数100万人を突破いたしました。商業施設、公園、駅を一体的に整備し、自然とにぎわいが融合した新しい暮らしの拠点として、新たなまちの魅力を創り出してまいります。



渋谷スクランブルスクエア



展望施設「SHIBUYA SKY」
©渋谷スクランブルスクエア



南町田グランベリーパーク

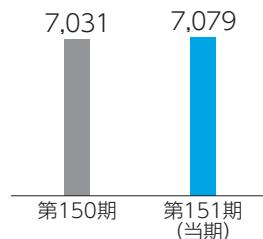
生活サービス事業



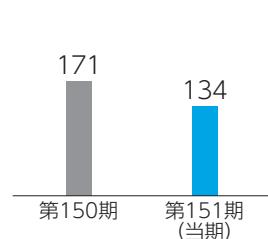
営業収益 **7,079** 億円
前期比 0.7% 増 ↑

営業利益 **134** 億円
前期比 21.8% 減 ↓

営業収益 (億円)



営業利益 (億円)



事業の経過および成果

(株)東急レクリエーションにおいて、ヒット作に恵まれた映画興行が好調に推移したことや、(株)東急パワーサプライにおいて顧客獲得が進捗したことなどにより増収となりましたが、(株)東急百貨店などにおいて、消費税増税の影響や、台風・水害・新型コロナウイルス感染症拡大による営業時間短縮や消費マインドの冷え込みの影響などにより、減益となりました。

生活サービス事業の取り組み

(株)東急レクリエーションにおいては、商業施設「グランベリーパーク」のオープンにあわせて「109シネマズグランベリーパーク」を開業いたしました。最新鋭の上映システムを整備するなど、劇場設備の充実とサービス強化に取り組んでおります。

(株)東急パワーサプライにおいては、でんきとガスの合計お申込み件数が2020年3月末現在、約35.4万件となり、2018年度と比較して約10.8万件増加いたしました。

当社は、2019年6月、渋谷に拠点を置くIT企業4社と渋谷区教育委員会の6者で、渋谷区立小中学校のプログラミング教育支援プロジェクトを発足いたしました。

リテール事業の取り組み

マーケットの変化に対応するため構造改革を推進するとともに、お客さまのニーズの多様化などに対応した新業態開発を進めております。

(株)東急百貨店においては、渋谷再開発に伴い、85年にわたりご愛顧いただいた「東横店」の営業を終了、これに先立ち「渋谷スクランブルスクエア」などに、食料品や化粧品、雑貨などを取り扱う複数の新業態店舗をオープンいたしました。

「SHIBUYA109」においては、2019年4月に開業40周年を迎えるのを機に、店舗を改装し、過去最高の来館者数を記録いたしました。

(株)東急ストアにおいては、2019年11月、二子玉川駅改札内に出店した小型新業態店舗が好調に推移し、今後も業態開発により出店可能な領域を拡大してまいります。



109シネマズグランベリーパーク



東急フードショーエッジ



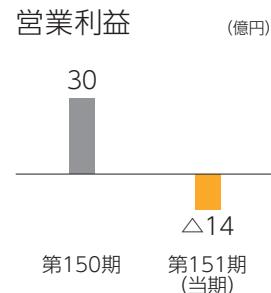
SHIBUYA109

ホテル・リゾート事業



営業収益 961 億円
前期比 3.8%減 ↓

営業損失 14 億円
前期比 — %



事業の経過および成果

2020年3月末現在、直営ホテル36店舗を展開する(株)東急ホテルズにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い利用が減少したことなどにより、減収減益となりました。

(株)東急ホテルズにおいては、多様化する宿泊需要に合わせた新規出店や、ブランド力向上などによる競争力強化を進めており、2019年11月に「大阪エクセルホテル東急」を開業いたしました。



大阪エクセルホテル東急

その他の取り組み

海外での事業展開

当社が長年培ってきた街づくりのノウハウを生かし、ベトナム、タイ、西豪州を中心に海外事業を展開しております。ベトナムでは、ビンズン省で都市開発に取り組んでおり、高層分譲マンション「ザ ビュー」の竣工、「SORA gardens II」の販売開始を迎えたほか、ホーチミン市で(株)東急コミュニティーと総合不動産管理会社の営業を開始いたしました。また、タイ・バンコク都では、2019年8月に分譲マンション「タカハウス」の竣工、「ザ ベース スクムビット」の竣工いたしました。また、11月に「THE BASE SUKHUMVIT 50」を竣工いたしました。



SORA gardens II
(イメージ)

サステナブルな企業・社会に向けて

サステナブルな企業・社会に向けた取り組みとして、事業で使用する電力について100%再生エネルギーで調達し、CO₂排出量ゼロを目指す国際的なイニシアティブ「RE100」に加盟するなど、事業活動における取り組みのほか、「東急財団」をはじめとする公益財団法人や学校法人などを通じた地域社会への貢献、国際交流、環境、文化、教育にも力を注ぎ、社会課題の解決により一層貢献してまいります。



東急財団 研究助成金贈呈式

2. 対処すべき課題

中期3か年経営計画 “Make the Sustainable Growth”

当社は2022年度に創立100周年を迎えます。本計画の3年間（2018–2020年）は、次の100年に向けた基盤を作りながら、新たな付加価値を創造する東急グループへの進化を遂げていく期間です。持続的な成長を目指し、3つの基本方針を整理し、その基本方針の下、5つの重点施策を確実に推進してまいります。

基本方針3つのサステナビリティと5つの重点施策

基本方針	<p>サステナブルな「街づくり」</p> <p>社会への視点</p> <p>新たな街づくりへの挑戦、街の発展・活性化への継続的取り組み</p> <p>組織内の視点</p> <p>100年前から脈々と流れる、当社の街づくりDNAの継承</p>	<p>サステナブルな「企業づくり」</p> <p>社会への視点</p> <p>ステークホルダー（顧客、株主、取引先等）への継続的な価値提供</p> <p>組織内の視点</p> <p>環境変化や社会ニーズに適応した事業の開発と成長</p>	<p>サステナブルな「人づくり」</p> <p>社会への視点</p> <p>保育、教育、文化活動を通じた社会における人づくりの支援</p> <p>組織内の視点</p> <p>経営人材の育成、イノベーション創出の風土醸成、技術の伝承、ダイバーシティと健康経営の深化</p>
	<p>重点施策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「安全」「安心」「快適」のたゆまぬ追求（基幹たる鉄道事業の強靱化） 2 世界のSHIBUYAへ（“エンタテインメントシティ SHIBUYA”の実現） 3 沿線価値・生活価値の螺旋的向上（グループ各事業の総合力発揮） 4 戦略的アライアンスによる事業拡大（グループ内外との共創） 5 ワークスタイル・イノベーションの進化（東急版「働き方改革」の展開） 		

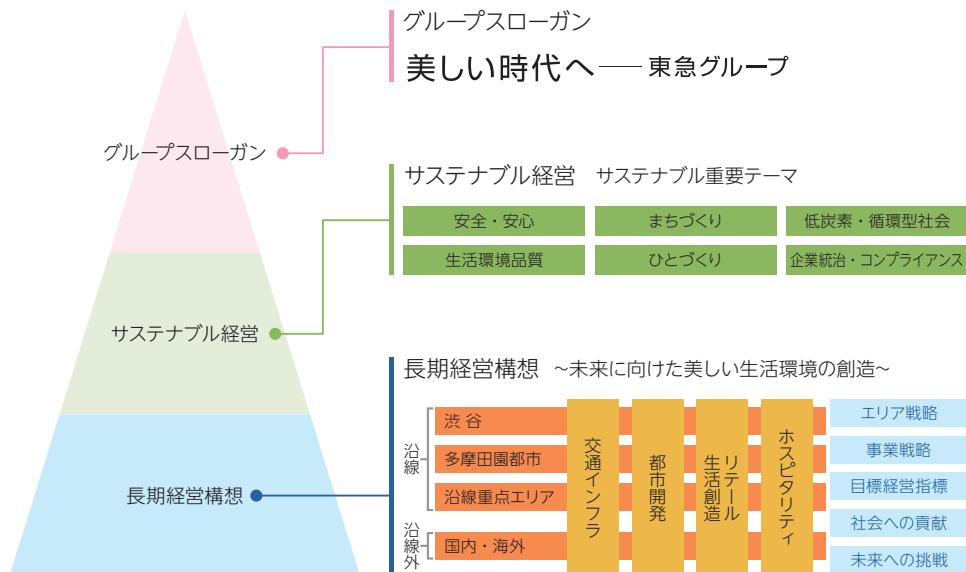
長期経営構想

当社は創業以来、鉄道事業を基盤とした「まちづくり」を通じて社会課題の解決に取り組み、現在は渋谷の再開発にグループの総力を挙げて取り組んでおります。

一方で、社会におけるグローバル化、デジタル化の流れは加速しており、気候変動リスクの顕在化など事業を取り巻く環境は過去に類を見ないほど大きく変化しています。このような環境下において、鉄道事業の分社化をはじめとした「グループ経営の高度化」にスピード感をもって取り組むとともに、「東急が描く未来」と「向かうべき方向」を明確化した「長期経営構想」を2019年9月に策定いたしました。この長期経営構想は、SDGsを意識して策定した「サステナブル重要テーマ」に正面から向き合い、「未来に向けた美しい生活環境の創造」に向け、「エリア戦略」「事業戦略」などの成長戦略を示したものです。

しかしながら、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大により当社グループにおいても多大なる影響を受けており、長期経営構想の策定時に比べ事業を取り巻く環境は大きく変化するものと考えております。このような状況の中、当社グループにおいては、将来に向けて目指す姿については維持しつつも、新型コロナウイルスがもたらすライフスタイルや社会課題の変化に迅速に適応すべく、戦略をさらに進化させ、取り組んでまいります。

東急グループのスローガンである「美しい時代へ—東急グループ」の価値基準のもとに、「未来に向けた美しい生活環境の創造」に向け、公共交通・生活インフラを支える当社の社会的責任を果たしてまいります。



事業報告

エリア戦略

事業エリアを4つに分け、各エリアの特性や成長可能性に応じて戦略を構築、実行してまいります。

沿線	渋谷	「エンタテインメントシティSHIBUYA」のさらなる進化・深化
	多摩田園都市	郊外における課題解決の先進事例に挑戦
	沿線重点 エリア	プラチナトライアングル（渋谷～自由が丘～二子玉川）など、 高い成長ポテンシャルが見込め、積極的に事業関与を模索
沿線外	国内・海外	強みが活かせる領域・地域への展開

事業戦略

各事業軸としての戦略を構築し、エリア戦略と組み合わせ、社会課題の解決と事業成長の両立を目指してまいります。

交通インフラ事業(交通セグメント)

鉄道事業における安全性の追求、公益性と収益性の高次元での両立

都市開発事業(不動産セグメント)

東急ならではの街づくりの推進による社会課題の解決と事業の成長の両立

生活創造事業(生活サービスセグメント)

顧客ニーズの多様化や生活スタイルの変化を先取りする消費者・利用者志向の経営

リテール事業(生活サービスセグメント)

新技術導入による新たな顧客体験の提供や生産性向上

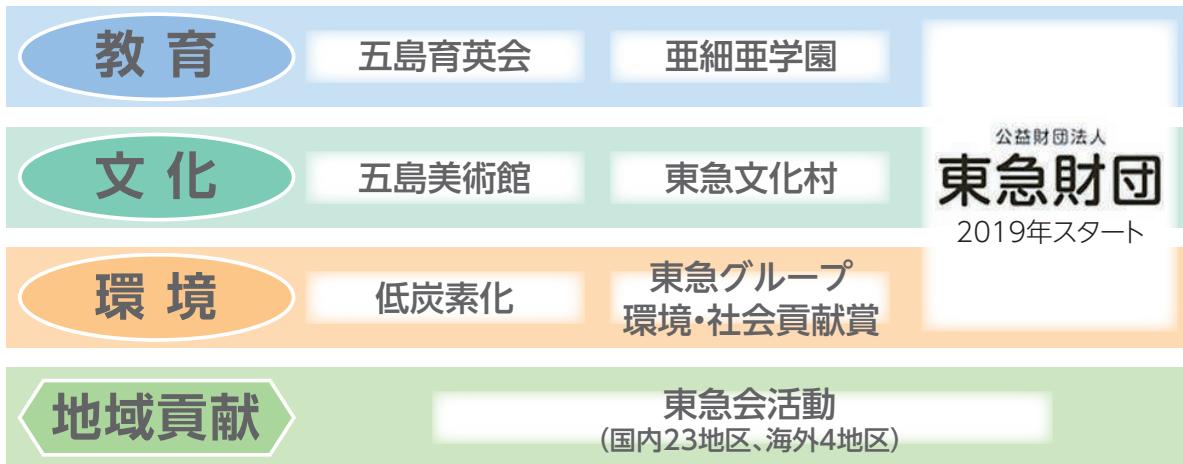
ホスピタリティ事業(ホテル・リゾートセグメント)

ホテル事業における競争力強化

※エリア戦略および事業戦略の一部を抜粋し記載しております。

社会への貢献

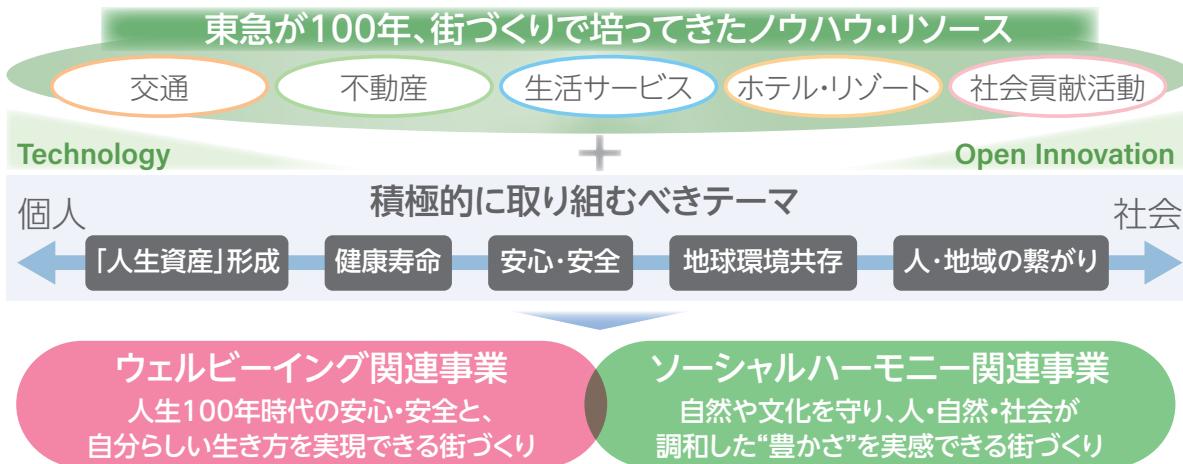
事業を通じた社会課題の解決とともに、社会貢献活動を継続的に実施してまいります。



未来への挑戦

～2050年目線で描く未来～

東急ならではの社会価値提供により“世界が憧れる街づくり”を実現してまいります。



3. 設備投資の状況

当期の当社グループにおける設備投資の総額は2,052億9千万円であり、主要なものは次のとおりであります。

事業セグメント	主要な設備投資の内容
交通事業	東急電鉄(株)：ホームドア整備、新型車両「2020系」、「3020系」の導入、デジタルATC（自動列車制御装置）の導入、3D式踏切障害物検知装置の設置
不動産事業	当社：渋谷スクランブルスクエア 南町田グランベリーパーク 青山オーバルビル 渋谷駅区画整理事業

4. 資金調達の状況

当社では、当期の設備資金・借入金返済資金・社債償還資金に充当するため、社債250億円、シンジケートローン140億円のほか、所要の借入を行いました。

なお、当社および当社子会社の資金効率の向上を目的として、当社子会社である東急ファイナンス アンド アカウンティング(株)は、総額600億円の貸出コミットメントライン契約を取引先金融機関と締結しております。

当期末における社債、借入金等の連結有利子負債残高は1兆1,510億1千万円となり、前期末に比べ845億8千8百万円の増加となりました。

5. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2019年6月27日開催の第150期定時株主総会で承認され締結した吸収分割契約に基づき、東急電鉄(株)（2019年9月2日付で東急電鉄分割準備(株)から商号変更）を承継会社とする吸収分割により、2019年10月1日をもって同社に鉄道事業（軌道事業を含む）を承継させました。

6. 財産および損益の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

7. 重要な子会社の状況

事業セグメント	会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
交通事業	東急電鉄(株)	100	100.00	鉄軌道業
	東急バス(株)	3,300	100.00	バス業
不動産事業	東急ファシリティサービス(株)	100	100.00	不動産管理業
生活サービス事業	(株)東急百貨店	100	100.00	百貨店業
	(株)東急ストア	100	100.00	チェーンストア業
	(株)東急モールズデベロップメント	1,550	100.00	ショッピングセンター業
	イツ・コミュニケーションズ(株)	5,294	100.00	ケーブルテレビ事業
	(株)東急エージェンシー	100	98.53	広告業
	(株)東急レクリエーション	7,028	50.11	映像事業
ホテル・リゾート事業	(株)東急ホテルズ	100	100.00	ホテル業

(注) 1. 出資比率は、子会社保有の株式を含めて算出しております。
 2. 当社の連結子会社は、上記10社を含め134社（前期比4社増）、持分法適用会社は、26社（前期比2社増）であります。

8. 主要な事業内容および事業拠点等

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

9. 従業員の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

10. 主要な借入先の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

2 当社の現況

1. 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 900,000,000株
- ② 発行済株式の総数 624,869,876株（うち自己株式20,207,910株）
- ③ 株主数 82,468名（前期末比4,027名増）
- ④ 大株主

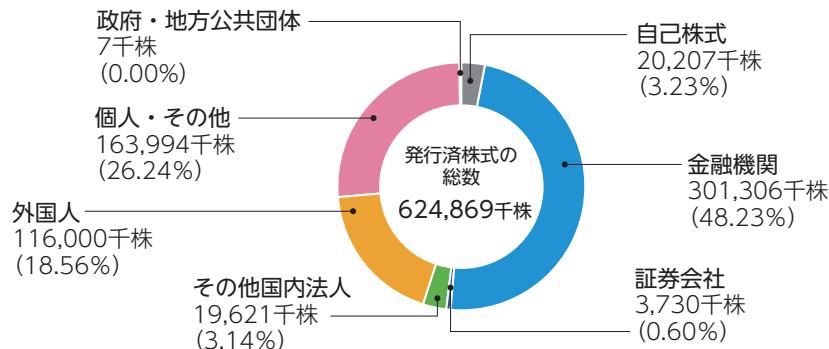
株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	42,658	7.05
第一生命保険株式会社	36,155	5.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	28,188	4.66
日本生命保険相互会社	23,527	3.89
三井住友信託銀行株式会社	22,395	3.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	10,286	1.70
三菱UFJ信託銀行株式会社	9,993	1.65
株式会社みずほ銀行	9,906	1.64
株式会社三菱UFJ銀行	9,845	1.63
太陽生命保険株式会社	9,566	1.58

(注) 1. 持株数上位10名を示しております。なお、持株比率は発行済株式の総数から自己株式を除いて計算しております。
2. 当社は自己株式を20,207千株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

5 その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上および機動的な資本政策の遂行を図るため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得について、2019年11月11日の当社取締役会にて決議をし、2019年11月12日から2019年12月30日にかけて、当社普通株式4,641,600株の自己株式を総額9,999,912,103円で取得いたしました。

● 所有者別株式分布



2. 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況

社外 社外役員

独立役員 証券取引所届出独立役員

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	の もと ひろ ふみ 野 本 弘 文	業務統括	東急不動産ホールディングス(株)取締役 (株)東急レクリエーション取締役 東映(株)社外取締役 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役
代表取締役社長 社長執行役員	たか はし かず お 高 橋 和 夫	業務統括	
代表取締役 副社長執行役員	ともえ まさ お 巴 政 雄	業務統括、社長室、人材戦略室、 東急病院担当	東急建設(株)社外取締役
取締役 専務執行役員	ほし の とし ゆき 星 野 俊 幸	ホスピタリティ事業ユニット、 国際戦略室担当	
取締役 常務執行役員	いち き とし ゆき 市 来 利 之	交通インフラ事業ユニット、 沿線生活創造事業ユニット担当	
取締役 常務執行役員	ふじ わら ひろ ひさ 藤 原 裕 久	経営企画室、財務戦略室担当、 経営企画室長	(株)ぐるなび社外取締役
取締役 常務執行役員	たか はし とし ゆき 高 橋 俊 之	都市開発事業ユニット、 渋谷開発事業ユニット担当	
取締 執行役員	はま な せつ 濱 名 節	ビル運営事業ユニット担当、 ビル運営事業部長	
取締 執行役員	ほり え まさ ひろ 堀 江 正 博	リテール事業ユニット担当、 リテール事業部長	
取締 執行役員	むら い じゅん 村 井 淳	人材戦略室長	
取締 査役	わた なべ いさお 渡 邊 功		

地位		氏名				重要な兼職の状況	
取締役	小 啓一	なが けい	いち	社外	独立役員	一般財団法人産業人材研修センター理事長	
取締役	かな 金 指	ざし	きよし	社外		東急不動産ホールディングス(株)代表取締役会長 (株)東急レクリエーション取締役	
取締役	かに 蟹 瀬	せい	れい	社外	独立役員	レナ・ジャパン・インスティテュート(株)代表取締役 (株)ケイ・アソシエイツ代表取締役	
取締役	おか 岡 本	もと	くに	社外	独立役員	日本生命保険相互会社相談役 近鉄グループホールディングス(株)社外取締役 (株)ダイセル社外取締役	
常勤監査役	しま 島 本	もと	たけ			ひこ彦	
常勤監査役	あき 秋 元	もと	なお			ひさ久	
監査役	いし 石 原	はら	くに	社外	独立役員	東京海上日動火災保険(株)相談役 日本郵政(株)社外取締役 (株)二コン社外取締役監査等委員 (株)三菱総合研究所社外監査役	
監査役	まつ 松 本	もと	た	社外	独立役員	恵比寿松本法律事務所代表弁護士 日本道路(株)社外取締役	

(注) 1. 役員の変動は、次のとおりであります。

- 2019年6月27日、取締役 城石 文明、取締役 木原 恒雄は、任期満了により退任いたしました。
- 2020年3月27日、齋藤 勝利は監査役を辞任いたしました。なお、同氏は第一生命保険(株)特別顧問、(株)帝国ホテル社外取締役、アサヒグループホールディングス(株)社外監査役を兼職しておりました。
- 2019年6月27日開催の第150期定時株主総会において補欠監査役に選任された松本 拓生が、2020年3月27日付で監査役に就任いたしました。
- 2. 2019年6月18日、取締役 野本 弘文は、(株)ゆうちょ銀行社外取締役を退任いたしました。
- 3. 2019年6月19日、取締役 藤原 裕久は、(株)ぐるなび社外取締役に就任いたしました。
- 4. 2019年6月27日、取締役 野本 弘文は、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ社外取締役に就任いたしました。
- 5. 2019年12月18日、監査役 石原 邦夫は、(株)三菱総合研究所社外監査役に就任いたしました。
- 6. 2020年5月26日、取締役 高橋 和夫は、松竹(株)の社外取締役に就任いたしました。

事業報告

(注) 7. 2020年4月1日現在、取締役の地位および担当は次のとおりであります。

氏名	地位および担当			
	2020年3月31日現在		2020年4月1日現在	
野本弘文	代表取締役会長	業務統括	代表取締役会長	業務統括
高橋和夫	代表取締役社長 社長執行役員	業務統括	代表取締役社長 社長執行役員	業務統括
巴政雄	代表取締役 副社長執行役員	業務統括、社長室、人材戦略室、 東急病院担当	代表取締役 副社長執行役員	業務統括、社長室担当
星野俊幸	取締役 専務執行役員	ホスピタリティ事業ユニット、 国際戦略室担当	取締役 専務執行役員	ホスピタリティ事業ユニット、 国際戦略室担当
市来利之	取締役 常務執行役員	交通インフラ事業ユニット、 沿線生活創造事業ユニット担当	取締役 常務執行役員	交通インフラ事業ユニット、 沿線生活創造事業ユニット担当
藤原裕久	取締役 常務執行役員	経営企画室、財務戦略室担当、 経営企画室長	取締役 常務執行役員	経営企画室、財務戦略室、 フューチャー・デザイン・ラボ担当
高橋俊之	取締役 常務執行役員	都市開発事業ユニット、 渋谷開発事業ユニット担当	取締役 常務執行役員	開発事業ユニット担当
濱名節	取締役 常務執行役員	ビル運営事業ユニット担当、 ビル運営事業部長	取締役 常務執行役員	リテール事業ユニット、人材戦略室、 東急病院担当
堀江正博	取締役 執行役員	リテール事業ユニット担当、 リテール事業部長	取締役 執行役員	ビル運営事業ユニット担当、 ビル運営事業部長
村井淳	取締役 常務執行役員	人材戦略室長	取締役 常務執行役員	
渡邊功	取締役 調査役員		取締役 調査役員	

8. 当社は、執行役員制度を導入しており、2020年4月1日現在、取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏名	地位および担当			
	2020年3月31日現在		2020年4月1日現在	
但馬英俊	執行役員	社長室長	執行役員	社長室長
東浦亮典	執行役員	渋谷開発事業部長	執行役員	渋谷開発事業部長
芦沢俊文	執行役員	都市経営戦略室長	執行役員	人材戦略室長
古川卓	執行役員	国際戦略室長	執行役員	国際戦略室長
金井美恵	執行役員	沿線生活創造事業部長	執行役員	沿線生活創造事業部長
岩井卓也			執行役員	都市開発事業部長
福田誠一			執行役員	交通インフラ事業部長
金山明煥		ホスピタリティ事業部長	執行役員	ホスピタリティ事業部長

② 取締役および監査役の報酬等の決定に関する方針

(1) 役員報酬の決定に関する方針

役員の報酬制度は、中長期的な企業価値の向上および株主価値最大化への貢献意識を一層高めることを目的として、取締役の役割と責任に値する固定報酬および担当する部門の業績総合評価に基づき算出する業績総合評価報酬ならびに株主と取締役との一層の価値共有を図る株式報酬から成り立つ体系としております。

取締役の報酬に関する以下の事項については、取締役会の諮問機関である報酬委員会に一任しております。

- ・取締役の報酬等の決定方針
- ・取締役の個人別の報酬等の内容

報酬委員会は筆頭独立社外取締役および取締役会長にて構成し、筆頭独立社外取締役を議長としております。開催は年1回を原則とし、変更等が発生した場合には都度開催しております。当事業年度においては3回開催いたしました。

監査役の報酬については監査役間で協議の上、決定しております。

(2) 役員報酬の決定

役員の報酬は、上場企業等他社、主に公共性の高い企業の役員報酬水準を参考にしながら、株主総会で決議された総額の範囲内で支給しております。

取締役の役割と責任に値する固定報酬は役位ならびに代表権の有無をもとにして定めており、業績総合評価報酬については中期経営計画等を踏まえ、担当する部門の予算達成率や実行率等、部門毎の指標を考慮要素とした総合的な考課査定による5段階での評価に基づき算出しております。

株式報酬については、株式交付信託を活用し、役位等に応じて段階的に付与される株式交付ポイントに基づき、当社株式および金銭を交付および給付します。

なお、社外取締役および監査役については、職務内容を勘案し、業績総合評価報酬および株式報酬の支給対象外としております。

③ 取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員数 (名)
		金銭報酬		株式報酬	
		固定報酬	業績総合評価報酬		
取締役	499	189	260	49	17
監査役	72	72	—	—	5

- (注) 1. 上記には、2019年6月27日開催の第150期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役2名、2020年3月27日付で辞任した監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の金銭による報酬総額は、2007年6月28日開催の第138期定時株主総会において、年額550百万円以内（うち社外取締役分45百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）と決議いたしております。
3. 取締役（社外取締役を除く）に対する株式による報酬総額は、2017年6月29日開催の第148期定時株主総会において年額100百万円以内と決議いたしております。上記の株式による報酬総額は当事業年度の費用計上額です。
4. 監査役の金銭による報酬総額は、2007年6月28日開催の第138期定時株主総会において、年額90百万円以内と決議いたしております。
5. 上記のほか、子会社から役員として報酬を受けた社外役員は1名であり、その報酬は総額3百万円であります。
6. 上記のうち、社外役員の報酬は金銭による報酬のみであり、その総額は52百万円（うち、取締役33百万円、監査役18百万円）、対象となる役員は7名であります（2020年3月27日付で辞任した監査役1名を含む）。

4 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

地位	氏名	兼職状況	当社と当該他の法人等との関係
取締役	金指 潔	東急不動産ホールディングス(株)代表取締役会長	東急不動産ホールディングス(株)および東急不動産(株)は当社の関連会社であります。東急不動産(株)は、当社と同一の事業の部類に属する事業を行っており、当社との間に土地売買・施設賃貸借料等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件であります。
		(株)東急レクリエーション取締役	(株)東急レクリエーションは当社の連結子会社であり、当社との間に施設賃貸借料等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件であります。
取締役	岡本 園 衛	日本生命保険相互会社相談役	資金借入等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件であります。
監査役	石原 邦 夫	東京海上日動火災保険(株)相談役	保険契約等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件であります。

- (注) 1. 当社は、2020年3月27日に辞任した監査役 斎藤 勝利が特別顧問を務める第一生命保険(株)との間に資金借入等の取引がありますが、一般取引先と同様の条件であります。
2. 上記以外の兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

事業報告

(2) 主な活動状況

地位	氏名	取締役会出席回数	監査役会出席回数	主な活動状況
取締役	小長啓一	13/13回	—	経営者としての豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行いました。
取締役	金指潔	13/13回	—	経営者としての豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行いました。
取締役	蟹瀬令子	12/13回	—	経営者としての豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行いました。
取締役	岡本圀衛	11/13回	—	経営者としての豊富な経験、知見から、当社の経営に対し、適宜助言を行いました。
監査役	石原邦夫	12/13回	7/8回	経営者としての豊富な経験、知見から、適宜発言を行いました。
監査役	松本拓生	0/1回	1/1回	2020年3月27日の就任以降、弁護士としての豊富な経験、知見から、適宜発言を行いました。

(注) 監査役 斎藤 勝利は、2020年3月27日の辞任までに開催した取締役会12回、監査役会7回いずれも全てに出席し、経営者としての豊富な経験、知見から、適宜発言を行いました。

5 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役ならびに監査役 島本 武彦との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第427条第1項に基づき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

3. 会計監査人の状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

4. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

5. 株式会社の支配に関する基本方針

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(<https://www.tokyu.co.jp/>)に掲載しております。

連結計算書類

記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	345,947	流動負債	725,122
現金及び預金	59,389	支払手形及び買掛金	103,082
受取手形及び売掛金	154,176	短期借入金	331,817
商品及び製品	13,717	コマーシャル・ペーパー	50,000
分譲土地建物	49,251	1年内償還予定の社債	35,090
仕掛品	7,044	未払法人税等	14,066
原材料及び貯蔵品	8,265	賞与引当金	11,940
その他	55,297	前受金	46,772
貸倒引当金	△1,195	その他	132,352
固定資産	2,191,248	固定負債	989,909
有形固定資産	1,875,506	社債	210,000
建物及び構築物	884,032	長期借入金	524,102
機械装置及び運搬具	78,666	繰延税金負債	14,079
土地	732,209	再評価に係る繰延税金負債	9,168
建設仮勘定	147,573	商品券回収損引当金	2,374
その他	33,024	退職給付に係る負債	47,768
無形固定資産	40,468	長期預り保証金	138,055
投資その他の資産	275,273	その他	44,360
投資有価証券	176,218	特別法上の準備金	12,550
退職給付に係る資産	4,494	特定都市鉄道整備準備金	12,550
繰延税金資産	23,846	負債合計	1,727,581
その他	71,441	純資産の部	
貸倒引当金	△727	株主資本	742,880
資産合計	2,537,196	資本金	121,724
		資本剰余金	134,023
		利益剰余金	524,423
		自己株式	△37,291
		その他の包括利益累計額	14,122
		その他有価証券評価差額金	9,983
		繰延ヘッジ損益	△41
		土地再評価差額金	8,406
		為替換算調整勘定	3,371
		退職給付に係る調整累計額	△7,598
		非支配株主持分	52,611
		純資産合計	809,614
		負債純資産合計	2,537,196

連結損益計算書 (2019年4月1日～2020年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		1,164,243
営業費		
運輸業等営業費及び売上原価	866,629	
販売費及び一般管理費	228,853	1,095,483
営業利益		68,760
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,686	
持分法による投資利益	9,001	
その他の営業外収益	5,704	16,393
営業外費用		
支払利息	8,870	
その他の営業外費用	5,357	14,228
経常利益		70,925
特別利益		
工事負担金等受入額	6,977	
特定都市鉄道整備準備金取崩額	2,510	
その他の特別利益	2,467	11,955
特別損失		
工事負担金等圧縮額	4,566	
減損損失	7,326	
その他の特別損失	5,222	17,115
税金等調整前当期純利益		65,764
法人税、住民税及び事業税		25,513
法人税等調整額		△3,713
当期純利益		43,964
非支配株主に帰属する当期純利益		1,578
親会社株主に帰属する当期純利益		42,386

「連結株主資本等変動計算書」および「株主資本等変動計算書」並びに「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。

 [当社ウェブサイト：https://www.tokyu.co.jp/](https://www.tokyu.co.jp/)

計算書類

記載金額は百万円未満を切り捨て表示しております。

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	103,052
現金及び預金	3,557
営業未収入金	9,334
その他の未収入金	10,899
未収収益	15,240
未収消費税等	2,466
分譲土地建物	34,174
貯蔵品	1,074
前払費用	1,907
その他の流動資産	24,415
貸倒引当金	△18
固定資産	1,759,571
有形固定資産	843,013
建物	342,707
構築物	16,044
機械及び装置	3,732
工具、器具及び備品	6,412
土地	415,951
リース資産	37
建設仮勘定	57,953
その他	173
無形固定資産	9,406
借地権	5,111
商標権	56
ソフトウェア	3,614
その他	624
投資その他の資産	907,152
関係会社株式	394,369
投資有価証券	43,807
その他の関係会社有価証券	44,581
長期貸付金	395,888
長期前払費用	5,541
前払年金費用	7,894
繰延税金資産	6,198
その他の投資等	11,616
貸倒引当金	△2,746
資産合計	1,862,623

科目	金額
負債の部	
流動負債	486,468
短期借入金	328,163
コマーシャル・ペーパー	50,000
1年内償還予定の社債	35,090
リース債務	19
営業未払金	16,275
未払金	9,537
未払費用	2,033
未払法人税等	3,892
預り金	32,938
前受金	1,738
賞与引当金	1,078
資産除去債務	398
その他の流動負債	5,301
固定負債	822,129
社債	210,000
長期借入金	475,150
リース債務	31
退職給付引当金	8,627
株式給付引当金	161
債務保証損失引当金	3,991
資産除去債務	285
預り保証金	102,129
その他の固定負債	21,751
負債合計	1,308,597
純資産の部	
株主資本	547,170
資本金	121,724
資本剰余金	127,919
資本準備金	92,754
その他資本剰余金	35,164
利益剰余金	333,954
その他利益剰余金	333,954
固定資産圧縮積立金	492
特別償却準備金	1,493
繰越利益剰余金	331,968
自己株式	△36,428
評価・換算差額等	6,855
その他有価証券評価差額金	6,855
純資産合計	554,026
負債純資産合計	1,862,623

損益計算書 (2019年4月1日～2020年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
営業収益		70,998
営業原価		53,910
営業総利益		17,087
販売費及び一般管理費		9,679
営業利益		7,407
鉄軌道事業		
営業収益	80,783	
営業費	64,365	
営業利益		16,418
不動産事業		
営業収益	56,516	
営業費	44,589	
営業利益		11,927
その他事業		
営業収益	9,155	
営業費	7,520	
営業利益		1,635
全事業		
営業利益		29,980
営業外収益		
受取利息及び配当金	7,497	
その他の営業外収益	7,024	14,522
営業外費用		
支払利息	8,592	
その他の営業外費用	5,343	13,935
経常利益		37,974
特別利益		
特定都市鉄道整備準備金取崩額	1,255	
工事負担金等受入額	722	
固定資産売却益	583	
その他の特別利益	178	2,740
特別損失		
有価証券評価損	1,530	
減損損失	1,310	
固定資産圧縮損	654	
その他の特別損失	558	4,054
税引前当期純利益		36,660
法人税、住民税及び事業税		12,527
法人税等調整額		△1,646
当期純利益		25,780

「連結株主資本等変動計算書」および「株主資本等変動計算書」並びに「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しております。

□ 当社ウェブサイト：<https://www.tokyu.co.jp/>

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

東急株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 成田 智弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 照内 貴 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中村 崇 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東急株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東急株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

東急株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成田智弘	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	照内貴	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村崇	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東急株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の基本方針については、取締役会における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

東急株式会社 監査役会

常勤監査役 島 本 武 彦 ㊟

常勤監査役 秋 元 直 久 ㊟

監 査 役 石 原 邦 夫 ㊟

監 査 役 松 本 拓 生 ㊟

以 上